

名古屋市公報	令和 5年 5月24日 第203号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目次	ページ
告 示	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第286号) 3
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課)	(第287号) 4
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課)	(第288号) 9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第289号) 13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課)	(第290号) 17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第291号) 19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第292号) 21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止 (健福・保護課)	(第293号) 24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開 (健福・保護課)	(第294号) 26
○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第295号) 27
○ 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課)	(第296号) 28
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第297号) 30
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市議会議員一般選挙名古屋区選挙区における当選の効力に関する異議の申出について	(第12号) 31
教 育 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里指定管理者の公募	(第14号) 38
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理開始	(第11号) 42

監 査 公 表		
○ 令和 5年監査公表	(第3号)	52
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	179
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	181
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	184
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	187
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	189
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	190
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	191
雑 報		
○ 特別職人事異動	(監査・監査管理課)	192
○ 名古屋市議会正副議長的人事異動	(市会・総務課)	193

名古屋市告示第 286号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 5月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区下米野町 3丁目56番 1の一部及び長戸井町 3丁目46番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 287号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
医療法人純正 会	介護老人保健 施設 太陽	名古屋市千種区 千種二丁目22番 1号	令和 5年 4月 1日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション
有限会社たた み総合サービ ス	愛と感謝の訪 問看護リハビ リステーション なごや	名古屋市中区錦 二丁目 9番 6号	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社はぴ えすと	なないろ訪問 看護ステーシ ョン	名古屋市中川区 上脇町 1丁目26 番地	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社プラ ーナ	プラーナ中島 新町訪問看護	名古屋市中川区 中島新町四丁目	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	ステーション	1412番地		
株式会社Eコ ネクト	Eコネクト	名古屋市中川区 供米田三丁目 215番地	令和 5年 4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
キョーワライ ブケア株式会 社	キョーワ訪問 看護リハビリ ステーション 寄り添い屋名 南店	名古屋市港区名 港一丁目12番 5 号	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社AH P	パブリカここ ろの訪問看護 ステーション 名古屋守山	名古屋市守山区 小幡南二丁目18 番12号	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社リベ ルケア	訪問看護 リ ベル 守山	名古屋市守山区 笹ヶ根三丁目 209番地	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社浚洗 工業	快適ライフ名 東訪問看護ス テーション	名古屋市名東区 大針三丁目 139 番地の 1	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ファ ーストナース	訪問看護ステ ーションあや め名古屋名東	名古屋市名東区 貴船一丁目40番 地	令和 5年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
KTCおおぞ ら株式会社	福祉用具 は なのき	名古屋市名東区 藤が丘 128番地	令和 5年 4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉 用具販売
--	--	--	--	------------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社はな ひなの杜	ヘルパーステ ーションはな ひなの杜 な えだ	名古屋市北区苗 田町95番地	令和 5年 4月 1日	訪問介護
株式会社ライ フサポートひ まわり	デイサービス センターここ ろ庵花原	名古屋市西区花 原町 183番地の 2	令和 5年 4月 1日	通所介護
株式会社MO L	プロビィム太 閤	名古屋市中村区 太閤通 8丁目 9 番地	令和 5年 4月 1日	通所介護
スマイルナー シング株式会 社	訪問介護スマ イルナーシン グ金山	名古屋市中区正 木四丁目11番13 号	令和 5年 4月 1日	訪問介護
株式会社ケイ ケアステーシ ョン	訪問介護ケイ ケア	名古屋市昭和区 南分町 6丁目12 番地	令和 5年 4月 1日	訪問介護
合同会社DA DA	ヘルパーステ ーションみん みん	名古屋市守山区 永森町 6番地	令和 5年 4月 1日	訪問介護
株式会社クラ ーレ	ベルディー	名古屋市緑区徳 重五丁目 411番 地	令和 5年 4月 1日	訪問介護
C L A I R株	訪問介護 う	名古屋市緑区鳴	令和 5年	訪問介護

株式会社	ちわ	海 町 字 上 汐 田 276番地	4月 1日	
株式会社清心 介護	デイサービス 鶴の会	名古屋市緑区鎌 倉台二丁目1901 番地の 2	令和 5年 4月 1日	通所介護
株式会社浚洗 工業	快適ライフ名 東訪問介護事 業所	名古屋市名東区 大針三丁目 139 番地の 1	令和 5年 4月 1日	訪問介護
株式会社ワン セルフ	ワンセルフ ライフ	名古屋市天白区 平 針 台 二 丁 目 502番地	令和 5年 4月 1日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 名北福祉会	めいほくの家	名古屋市北区上 飯田南町 5丁目 53番地	令和 5年 4月 1日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護
株式会社エル ・シー・エス	小規模多機能 ホーム ライ フケア太子	名古屋市緑区太 子二丁目 201番 地	令和 5年 4月 1日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社リン	生活動作ラボ	名古屋市北区八	令和 5年	地域密着型通所介

ク	金城	代町 1丁目95番 地の 1	4月 1日	護
株式会社ちく たく亭	デイサービス だんご屋	名古屋市中村区 中島町 2丁目 1 番地の 5	令和 5年 4月 1日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 大幸福社会	デイサービス センターやな ぎ	名古屋市中村区 畑江通 1丁目 7 番地の 1	令和 5年 4月 1日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 名北福社会	デイサービス センターへい わ	名古屋市中区平 和二丁目 2番36 号	令和 5年 4月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社福武 メディカルサ ービス	のむらケアプ ラン	名古屋市中川区 福住町 1番 5号	令和 5年 4月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人 愛生福社会	しだみの里居 宅介護支援事 業所	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷2074番地 3	令和 5年 4月 1日	居宅介護支援
いっぽ合同会 社	ワンステップ	名古屋市緑区滝 ノ水一丁目1801 番地	令和 5年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社クラ ーレ	ベルディー	名古屋市緑区徳 重五丁目 411番 地	令和 5年 4月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 288号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ピース	訪問看護ステーション アルク	名古屋市昭和区 鶴舞二丁目 1番 3号	令和 5年 2月 3日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社くる	株式会社くる	名古屋市中川区 西中島二丁目 605番地	令和 5年 2月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社福祉の里	株式会社福祉の里名古屋鳴海営業所	名古屋市緑区六 田一丁目 185番 地	令和 5年 2月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉

				用具販売
--	--	--	--	------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ヴァ ルクス	さくら・介護 ステーション りりーふ	名古屋市中村区 名駅南五丁目 6 番20号	令和 5年 2月 8日	訪問介護
株式会社こだ ま	デイサービス くすの木	名古屋市中川区 西伏屋二丁目 1209番地	令和 5年 2月22日	通所介護
社会福祉法人 よつ葉の会	ケアセンター よつ葉 幸心	名古屋市守山区 幸心一丁目 511 番地	令和 5年 2月22日	訪問介護
有限会社東名 無線工業	有限会社東名 無線工業介護 事業部 愛加	名古屋市天白区 高坂町 141番地	令和 5年 2月22日	訪問介護
大東自動車株 式会社	レッツ倶楽部 名古屋太閤通	名古屋市中村区 太閤通 8丁目 9 番地	令和 5年 2月27日	通所介護
株式会社麗實	実のり デイ サービスセン ター	名古屋市緑区水 広一丁目1603番 地	令和 5年 2月27日	通所介護
株式会社k a p i r i n a	あんどケアセ ンター	名古屋市南区元 柴田東町 3丁目 55番地	令和 5年 2月28日	訪問介護
株式会社ベル ディー	株式会社ベル ディー	名古屋市緑区徳 重五丁目 411番 地	令和 5年 2月28日	訪問介護

社会福祉法人 高針福祉会	極楽苑訪問介護事業所	名古屋市名東区 大針一丁目 265 番地	令和 5年 2月28日	訪問介護
株式会社シェ アパルタージ ュ	訪問介護なか ひら	名古屋市天白区 向が丘四丁目 715番地	令和 5年 2月28日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ピース	アルク定期巡回・随時対応型訪問介護看護	名古屋市昭和区 鶴舞二丁目 1番 3号	令和 5年 2月27日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
社会福祉法人 名北福祉会	デイサービス 東町	名古屋市北区上 飯田東町 1丁目 18番地の 1	令和 5年 2月28日	地域密着型通所介護
株式会社ライフサポートひまわり	デイサービス センターこころ庵花原	名古屋市西区花 原町 183番地の 2	令和 5年 2月28日	地域密着型通所介護
社会福祉法人 愛生福祉会	デイサービス センター集い	名古屋市守山区 瀬古三丁目 830 番地	令和 5年 2月28日	地域密着型通所介護
株式会社清心 介護	デイサービス 鶴の会	名古屋市緑区鎌 倉台二丁目1901 番地の 2	令和 5年 2月28日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
株式会社在宅 看護センター 愛	在宅看護セン ター愛 居宅 介護支援事業 所 北	名古屋市北区天 道町 4丁目21番 地	令和 5年 2月22日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人ひなた	愛ケアプラン	名古屋市西区上 名古屋二丁目15 番12号	令和 5年 2月22日	居宅介護支援
有限会社サニ ーベイル	サニーベイル イン鳴海居宅 介護支援事業 所	名古屋市緑区竈 山一丁目 120番 地	令和 5年 2月22日	居宅介護支援
株式会社東洋 ケアプランニ ング	東洋ケアプラ ンニング	名古屋市中村区 大秋町 2丁目35 番地	令和 5年 2月27日	居宅介護支援
一般社団法人 重症心身障害 者共生会	いとうケアプ ランセンター	名古屋市瑞穂区 春山町10番地の 3	令和 5年 2月28日	居宅介護支援
医療法人偕行 会	ケアプランセ ンター名港	名古屋市港区木 場町 8番地の 202	令和 5年 2月28日	居宅介護支援
株式会社ベル ディー	株式会社ベル ディー	名古屋市緑区徳 重五丁目 411番 地	令和 5年 2月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 289号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
内藤眼科	名古屋市中村区森田町 1丁目 5番 2 号	令和 5年 4月 1日
藤田メンタルケア サテライト名駅	名古屋市中村区名駅三丁目 4番10号	令和 5年 4月 1日
しらき整形外科ク リニック	名古屋市中川区中島新町四丁目 203 番地	令和 5年 4月 1日
千葉在宅クリニッ ク	名古屋市港区幸町 2丁目23番地	令和 5年 4月 1日
名港在宅クリニッ ク	名古屋市港区港楽三丁目 9番19号	令和 5年 4月 1日

みどり整形外科運動器クリニック	名古屋市緑区四本木 530番地	令和 5年 4月24日
名古屋市厚生院特養診療所	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日
天白かんだ整形外科クリニック	名古屋市天白区高宮町1304番地	令和 5年 4月18日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
上飯田訪問歯科	名古屋市北区上飯田南町 5丁目60番地	令和 5年 4月 1日
名駅大森ピア歯科・矯正歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番 7号	令和 5年 4月10日
医療法人健昇会長谷川亨歯科クリニック	名古屋市中区栄四丁目17番23号	令和 5年 1月 1日
おしむら歯科・こども矯正歯科クリニック	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 5年 1月 1日
医療法人桜山会太子歯科医院	名古屋市緑区太子二丁目 188番地	令和 4年11月 1日
名東すずらん歯科こども歯科	名古屋市名東区よもぎ台二丁目 611番地	令和 5年 3月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

ラーレ調剤薬局	名古屋市中村区名駅三丁目 4番10号	令和 5年 4月 1日
エムズ薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地	令和 5年 4月 1日
サンドラッグ天 白島田薬局	名古屋市天白区島田三丁目1012番地	令和 5年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
なないろ訪問看護ステーション	名古屋市中川区上脇町 1丁目26番地	令和 5年 4月 1日
プラーナ中島新町訪問看護ステーション	名古屋市中川区中島新町四丁目1412番地	令和 5年 4月 1日
キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添い屋名南店	名古屋市港区名港一丁目12番 5号	令和 5年 4月 1日
訪問看護ステーションOHANA	名古屋市南区豊田五丁目13番48号ー1	令和 5年 3月 8日
パブリカこころの訪問看護ステーション名古屋守山	名古屋市守山区小幡南二丁目18番12号	令和 5年 4月 1日
訪問看護リベル守山	名古屋市守山区笹ヶ根三丁目 209番地	令和 5年 4月 1日

心笑ナースステーション	名古屋市緑区鹿山二丁目 1番地の 5	令和 4年11月 1日
訪問看護ステーションデューン緑	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目1043番地	令和 5年 3月 1日
トラストリー訪問看護ステーション名東	名古屋市名東区高針一丁目 310番地	令和 5年 2月 1日
訪問看護ステーションあやめ名古屋名東	名古屋市名東区貴船一丁目40番地	令和 5年 4月 1日
みのり訪問看護ステーション	名古屋市天白区海老山町 102番地の 2	令和 5年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 290号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
水野 伸也（出張 専門）	名古屋市千種区京命一丁目17番 9号	令和 5年 3月16日
水野 伸也		
フレアス在宅マッ サージ名古屋高畑 施術所	名古屋市中川区荒中町57番地	令和 5年 3月 1日
吉村 英夫		

あん摩・はり・き ゅう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 5年 1月 1日
水野 光記臣		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
水野 伸也（出張 専門）	名古屋市千種区京命一丁目17番 9号	令和 5年 3月16日
水野 伸也		
フレアス在宅マッ サージ名古屋高畑 施術所	名古屋市中川区荒中町57番地	令和 5年 3月 1日
吉村 英夫		
あん摩・はり・き ゅう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 5年 1月 1日
水野 光記臣		
S u n r o a d 整 骨院	名古屋市中川区伏屋四丁目1415番地	令和 5年 3月 6日
末武 真生		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 291号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	大森クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 4番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 5番地の 1
変 更 年 月 日	令和 5年 2月27日	

2 歯科

医 療 機 関 名	旧	ルピナス歯科
	新	医療法人白馬会ルピナス歯科栄
所 在 地	名古屋市中区栄三丁目27番11号	
変 更 年 月 日	令和 4年 7月 1日	

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	調剤薬局 a m a n o メイチカ店
	新	調剤薬局 a m a n o サンロード東店
所 在 地	旧	名古屋市中村区名駅三丁目14番15号先
	新	名古屋市中村区名駅四丁目 7番25号先
変 更 年 月 日	令和 5年 3月20日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 292号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
葵外科	名古屋市東区東桜二丁目 5番11号	令和 5年 2月28日
名古屋市北部地域 療育センター	名古屋市西区新福寺町 2丁目 6番地 の 5	令和 5年 3月31日
はづきリウマチ科 診療所	名古屋市中村区中村町 8丁目10番地	令和 4年12月29日
医療法人長谷川内 科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 5年 2月28日
メディカルイメー ジング栄みやがわ	名古屋市中区栄五丁目 2番36号	令和 5年 4月 1日

乳腺クリニック		
栄眼科クリニック	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和 5年 2月28日
名古屋市厚生院	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日
名古屋市あけぼの学園診療所	名古屋市天白区植田山二丁目 101番地	令和 2年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
池下さくら歯科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	令和 5年 3月 1日
渡辺歯科	名古屋市中村区名駅二丁目45番 7号	令和 5年 3月 1日
栗本歯科	名古屋市瑞穂区堀田通 6丁目 4番地	令和 5年 4月 1日
おしむら歯科・こども矯正歯科クリニック	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 5年 1月 1日
太子歯科医院	名古屋市緑区太子二丁目 188番地	令和 4年11月 1日
名古屋市厚生院	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
フォレスト調剤薬	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目12番地	令和 5年 3月31日

局瑞穂通店	の 1	
ありさ薬局	名古屋市中川区打出二丁目 201番地	令和 5年 3月 1日
なぎさ薬局	名古屋市中川区宮脇町 1丁目 142番 地の 2	令和 5年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
みのり訪問看護ステーション	名古屋市港区港陽三丁目11番23号	令和 5年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 293号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
徳井 和香（出張 専門）	名古屋市中村区上米野町 1丁目21番 地の 4	令和 5年 3月10日
徳井 和香		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		

徳井 和香（出張 専門）	名古屋市中村区上米野町 1丁目21番 地の 4	令和 5年 3月10日
徳井 和香		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 294号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	再 開 年 月 日
訪問看護ステーションピーチ	名古屋市名東区八前一丁目 801番 地	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 295号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
そえだ腎・泌尿器科クリニック	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地の 1	令和 5年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
森下すずらん歯科	名古屋市東区芳野三丁目10番20号	令和 5年 3月28日
デュランタデンタルクリニック	名古屋市中区錦三丁目15番33号	令和 5年 3月14日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 296号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
町のはりきゅうマ ッサージ院	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号	令和 5年 3月 1日
早川 智基		
町のはりきゅうマ ッサージ院	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号	令和 5年 4月 1日
加藤 慧士		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
町のはりきゅうマ ッサージ院	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号	令和 5年 3月 1日

早川 智基		
町のはりきゅうマ ッサージ院	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号	令和 5年 4月 1日
加藤 慧士		
伊藤 和也（出張 専門）	名古屋市天白区焼山二丁目 816番地	令和 5年 4月 1日
伊藤 和也		
あん摩・はり・き ゅう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 5年 4月 1日
伊藤 和也		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 297号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
デュランタDental Clinic	名古屋中村区名駅南一丁目12番 7号	令和 5年 3月14日
丘の上歯科醫院	名古屋市緑区桶狭間1910番地	令和 5年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙名東区選挙区における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和5年5月19日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

決 定 書

異議申出人 名古屋市名東区松井町 327 番地
浅井 康正 様

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月20日付けで提出された令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙（名東区選挙区）（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、名古屋市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨

1 本件異議の申出の趣旨

本件選挙における当選人大島英勲（以下「当選人」という。）の当選は無効とするとの決定を求める。

2 本件異議の申出の理由

本件選挙において、当選人は4,838票であり、申出人は4,793票でその票

差は45票でいわゆる次点者とされているが、投票総数 44,417 票の中に申出人の 4,793 票のほかに申出人の有効票が含まれていること及び当選人の 4,838 票の中に無効票が含まれていることについて、票の精査及び確認が十分になされていない疑いがある。

決 定 の 理 由

1 本件異議の申出に係る経緯

令和5年4月20日、申出人は当委員会に対して本件異議の申出を行った。当委員会において本件異議の申出の形式的要件を審査したところ、適法なものであると認め、これを受理し、慎重に審理を行った。

なお、申出人に対し、申立てがあれば口頭意見陳述の機会が付与される旨伝えたが、その申立てはなかった。

2 関係機関からの報告結果

当委員会は、本件異議の申出の審理にあたって、名東区選挙管理委員会から報告書の提出を受けた。本件選挙における選挙会の経過等は、次の（１）から（４）のとおりである。なお、（２）及び（３）に記載した各係の業務内容については、以下のとおりである。

- ・ 内容点検係

読取分類機により分類された各候補者の票を点検し、その中に他の候補者の票、有効又は無効が判別し難い疑問票（以下「疑問票」という。）、白票が混入していないか、及び票の記載内容について誤りがないかを確認する。

- ・ 計数点検係

内容点検係から回付された内容点検が終了した各候補者の票、及び読取分類機において読取不能票に分類された票のうち審査係において明らかな有効票と判断された票を、2台の計数機を使用して2回計数する。

- ・ 得票計算係

選挙長の決定を受けた票について、選挙開票録システムを使用し、2台のパソコンでそれぞれ集計する。

- ・ 審査係

読取分類機において、読取不能票、白票に分類された票の処理を行い、
明らかな有効票、疑問票、無効票に区分する。

(1) 選挙立会人に対する事前説明

4月8日に、選挙立会人に対し、選挙会の流れや注意事項等についての説明会を行った。届出のあった8名のうち6名が出席し、申出人から届出のあった選挙立会人も出席した。

(2) 選挙会開始からの作業工程及び有効票の処理の流れ

ア 21時15分の選挙長の開始宣言により、開票手続きが始まり、投票箱の鍵を開け、投票を全部開披台に取り出した。

なお、選挙長及び選挙立会人から、投票箱ごとに何も入っていないことの確認を受けた。

イ 開披台において、普通投票用紙と点字による投票用紙（以下「点字票」という。）の2種類に分類した。

ウ 読取分類機により、点字票以外の票を8名の候補者票、白票、読取不能票に分類した。

エ 読取分類機により分類された各候補者の票（有効票）について、内容点検係において票の記載内容について誤りがないか、他の候補者の票が混入していないか等について点検を行った。なお、内容点検係は4組（1組8名）で構成され、各組の点検する候補者は決まっていた。

オ 点検された有効票及び後述する（3）イにより審査係から回付された明らかな有効票を、計数点検係において200票束にまとめた。計数点検は、2台の計数機を使用し、それぞれ計数し、票数に相違があれば最初から計数し直しとしている。

カ 計数された200票束の候補者名と有効投票点検票の候補者名を確認し、輪ゴムで束ねた。

キ 計数点検の終了した票束を、候補者ごとに票束整理ケースに載せ（200束×10）、選挙立会人に対して、候補者名および票数を示し、点検を受けた後、選挙長の決定を受けた。

ク 選挙長の決定を受けた票束を得票計算係において、選挙開票録システムを使用し、2台のパソコンでそれぞれ票束のバーコードを読み取るこ

とにより集計した。

ケ 集計の済んだ票束を、投票集積台に候補者別に並べた。

(3) 点字票、疑問票、無効票の処理の流れ

ア 読取分類機において、読取不能票、白票に分類された票は審査係において処理をした。

イ 読取不能票は、明らかな有効票、疑問票、無効票の3種類に仕分け、明らかな有効票は候補者別に仕分けし、票の記載内容等について複数人で点検を行ったうえで、計数点検係へ回付した。

ウ 点字票は、選挙立会人を立ち合わせ、点字解読を行った。その際、意見等はなかった。

エ 点字票の解読後、審査係において、疑問投票決定票（点字票及び疑問票について選挙立会人及び選挙長の点検を受ける際に使用する個票）を添付し、選挙立会人及び選挙長の有効決定を受けた。なお、選挙立会人には点検台のまわりに集まってもらい、審査係より1票ずつ票を見せながら説明した。その際、意見等はなかった。

オ 疑問票の処理は、候補者別に仕分けし、疑問投票決定票を添付し、選挙立会人及び選挙長の有効又は無効の決定を受けた。なお、選挙立会人には点検台のまわりに集まってもらい、審査係より1票ずつ票を見せながら説明した。その際、意見等はなかった。

カ 無効票は、公職選挙法第68条に定められた事由別に仕分けをし、該当の無効事由の点検票を添付し、選挙立会人及び選挙長の決定を受けた。なお、選挙立会人には点検台のまわりに集まってもらい、審査係より1票ずつ票を見せながら説明した。その際、意見等はなかった。白票は票数が多いため、票をめくりながら全部確認してもらった。その際、意見等はなかった。

キ 選挙長の決定を受けた点字票、疑問票、無効票を、得票計算係において、有効票と同様に選挙開票録システムを使用して集計した。

ク 集計の済んだ点字票、疑問票、無効票のうち、有効となったものについては、投票集積台に候補者別に並べた。無効票については、各候補者の票とは別に投票集積台に並べた。

(4) 開票手続き終了から当選人決定までの経過

- ア 投票の点検が終了し、開票結果の集計表を選挙立会人に配付した。
- イ 選挙会において、選挙立会人に候補者被選挙権資格調書を回覧した。
- ウ 選挙長により当選人を決定した。
- エ 選挙録を調製し、選挙長及び選挙立会人が内容を確認したうえで全員が署名した。
- オ 上記アからエについて、いずれも選挙立会人より意見等はなかった。
- カ 選挙長により、23時30分閉会の宣言をした。

3 当委員会の判断

当選の効力を争う争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提としつつ、当選無効の原因になりうる事由としては、「当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等…がこれに当たるものと解するのが相当」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、本件異議の申出における申出人の主張について、本件選挙における当選人の当選を無効とする事由に該当するか否かについて判断する。

本件異議の申出については、投票総数の中に、申出人の4,793票のほかに申出人自身に投票された有効票が含まれていること及び当選人の有効票の中に無効票が含まれていることについて、票の精査及び確認が十分になされていない疑いがあることをその理由としているが、申出人の主張を裏付ける具体的な根拠や証拠は提出されていない。また、本件選挙については、公職選挙法に定める選挙長のもと、申出人を含む各候補者から届け出られた8名の選挙立会人の立会いを得て実施されている。

投票総数は有効票及び無効票を合算した数値であることから、有効票の処理のほか、無効票、疑問票及び点字票の処理についてそれぞれ判断する。

開票にあたっては、先に2で確認したとおり、まず投票を点字票とそれ以外の投票に分け、点字票以外の票については、読取分類機により、候補者票、白票、読取不能票に分類している。次に、読取分類機により分類された候補

者票については、内容点検係において票の記載内容について誤りがないか、他の候補者の票が混入していないか等について点検を行っている。また、読取不能票のうち明らかな有効票については、審査係において候補者別に仕分けたうえで、票の記載内容等について複数人で点検を行っている。さらに計数点検の終了した票束については、候補者ごとに票束整理ケースに載せ、候補者名および票数を示し、選挙立会人の点検を受けている。この選挙立会人の点検においては、選挙立会人は、その効力について意見を述べることができるが、選任された8名の選挙立会人は、何ら異議を唱えていない。

このような状況から判断すると、本件選挙の選挙会における有効票の処理については、各候補者の票に他の候補者の票や無効票が混入することがないように手順を明確にしたうえで、慎重に投票の内容確認及び計数点検を行っており、票の精査及び確認は十分になされている。そのため、申出人以外の他の候補者の有効票の中に申出人自身の投票が混入されていることや当選人の有効票の中に無効票が含まれているとは認められない。

次に、無効票、疑問票及び点字票については、個別に1票ずつ選挙立会人の点検を求めており、8名の選挙立会人は、何ら異議を唱えていない。以上のことから判断すると、無効票、疑問票及び点字票の処理についても票の精査及び確認は十分になされており、申出人自身に投票された票が含まれているとは認められない。

選挙長は、当委員会に本件選挙の選挙録を提出しているが、その選挙録は、選挙長が、「選挙は公正、適法に行われた」と認めて選挙録を調製し、選挙立会人は、その結果が真正であることを確認したうえで選挙録に署名したものである。

これらのことから、本件選挙において、選挙会の開票手続きは、正確かつ公正に行われていたものと認められ、各候補者の有効得票数の算定において違法な点は認められない。したがって、上記の平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決などで示されている当選無効の原因となる違法事由は存在しない。

よって、申出人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件異議の申出における申出人の主張には理由がないことから、当委員会は、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審

査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年5月18日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

教示

この決定に不服があるときは、公職選挙法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

名古屋市教育委員会告示第14号

名古屋市志段味古墳群歴史の里指定管理者の公募

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第11条の規定により、名古屋市教育委員会は施設の管理に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

令和5年5月17日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 施設名及び所在地

名古屋市志段味古墳群歴史の里

所在地：名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地

2 業務の範囲

(1) 運営業務に関すること

- ア 窓口等案内業務
- イ 受付業務
- ウ 展示業務
- エ 体験プログラム等企画運営業務
- オ 古墳ガイドツアー運営業務
- カ イベント業務
- キ 学校・園・団体利用対応業務
- ク ボランティア育成・管理業務
- ケ 図書管理業務
- コ 物販業務
- サ レストラン業者との調整業務
- シ 広報及び配架業務

- ス マスコットキャラクター及び着ぐるみの管理業務
 - セ 近隣施設、学校、地域住民、各種団体、類似施設等との連携・協力
 - ソ 委員会の実施する事業への協力
 - タ 防犯・安全業務
 - チ 駐車場管理業務
 - ツ その他の業務
- (2) 施設の利用料金に関すること
- ア 利用料金の徴収及び管理
 - イ 利用料金の減免
 - ウ 利用料金の還付
- (3) 広告業務に関すること
- (4) 建物管理に関すること
- ア 建築保全業務
 - イ 環境維持管理業務
 - ウ 建物周辺の植栽等維持管理業務
 - エ 警備業務
 - オ 備品及び消耗品の管理業務
- (5) 緑地管理・古墳管理・屋外トイレ管理に関すること
- ア 緑地管理
 - イ 古墳管理
 - ウ 屋外トイレ管理
 - エ 敷地外の工作物管理
- (6) 緊急時対応に関すること
- ア 災害対応
 - イ 事故対応
 - ウ その他
- (7) 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- (8) 事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関する
こと
- (9) 指定管理者の引継ぎに関すること

- ア 現指定管理者からの業務の引継ぎ
- イ 次期指定管理者への業務の引継ぎ
- (10) その他委員会の定める業務に関すること
 - ア 従事員の資質の維持・向上
 - イ 各種会議への参加
 - ウ 市又は委員会が実施する事業等への協力
 - エ 目的外使用許可に関する事務の補助
 - オ 公有財産の一時使用契約に関する事務の補助
 - カ 拾得物及び遺失物の対応
 - キ 情報の保護と管理
 - ク 情報の公開
 - ケ 委員会への報告
 - コ その他委員会が求める事項

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの 5 年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話番号 052-972-3268 ファクシミリ番号 052-972-4202

電子メールアドレス a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和 5 年 7 月 10 日（月）午前 9 時から 7 月 11 日（火）午後 5 時まで
に、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

令和 5 年 7 月 18 日（火）から 7 月 19 日（水）までの午前 9 時から午後
5 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に、予約時に教育
委員会が指定した日時に提出してください。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市上下水道局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和5年5月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和5年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富田町	千音寺・郷東 千音寺・西 六反畑 榎津 ・東新海	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
南区	丹後通	5丁目	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	氷室町		〃	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局 山崎水処理センター
	南野一丁目		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	元塩町	6丁目	〃	〃
守山区	上志段味	東谷	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局

				守山水処理センター
名 東 区	山 の 手 三 丁 目		〃	〃
天 白 区	天 白 町	平 針 ・ 黒 石	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	福 池 一 丁 目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

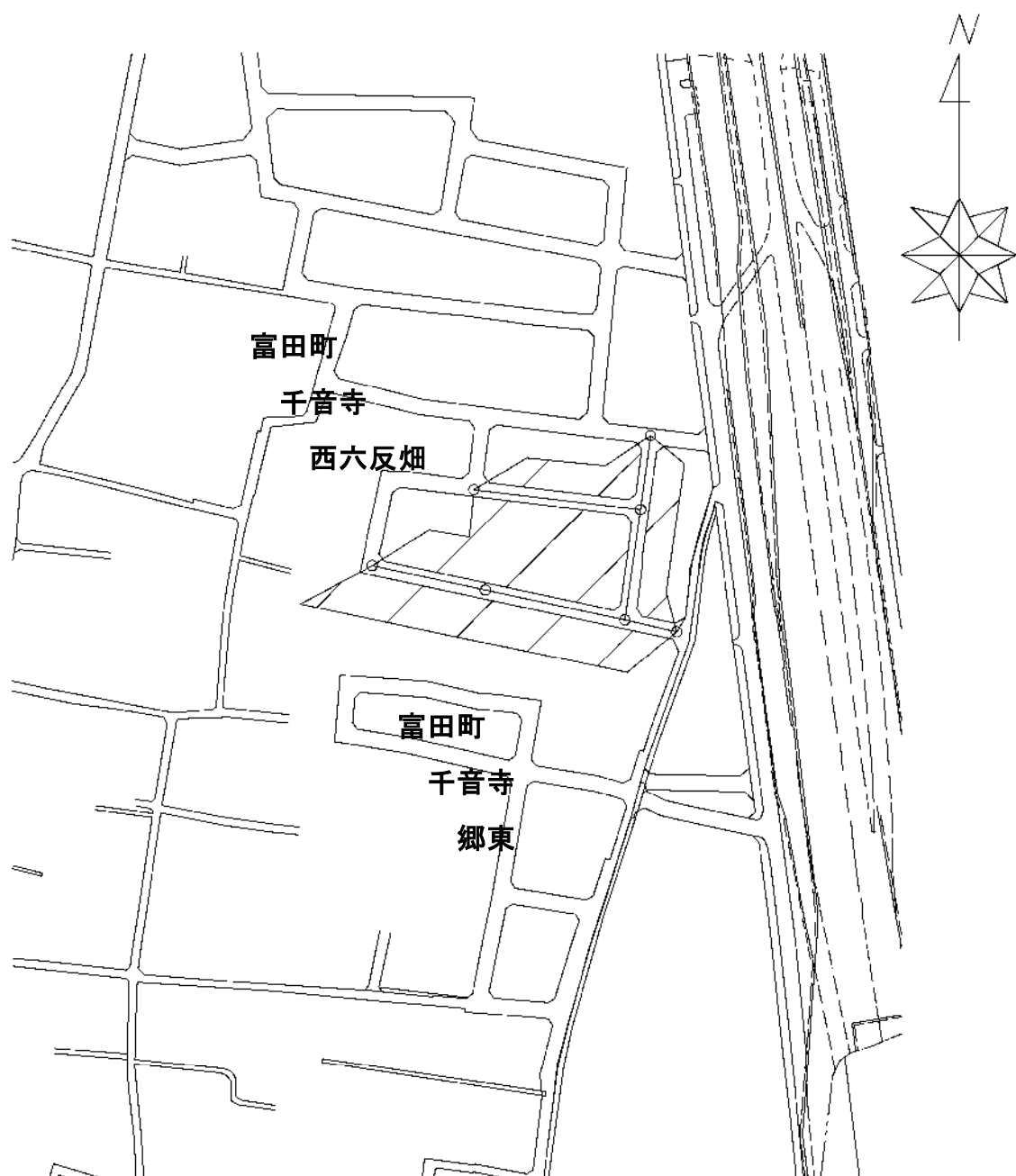
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	中川区 南区
分 流 式	守山区 名東区 天白区

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



供用開始区域



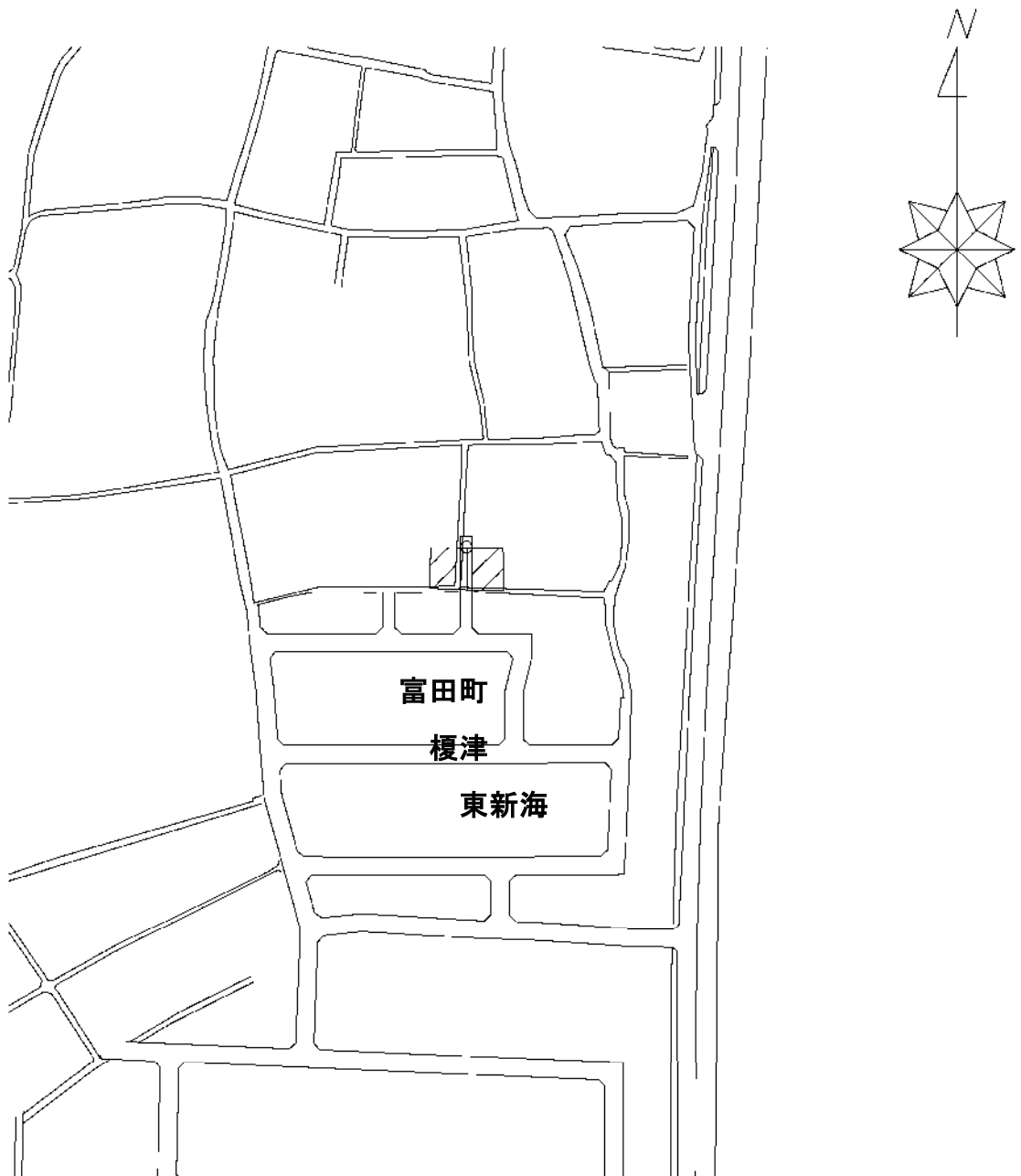
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2

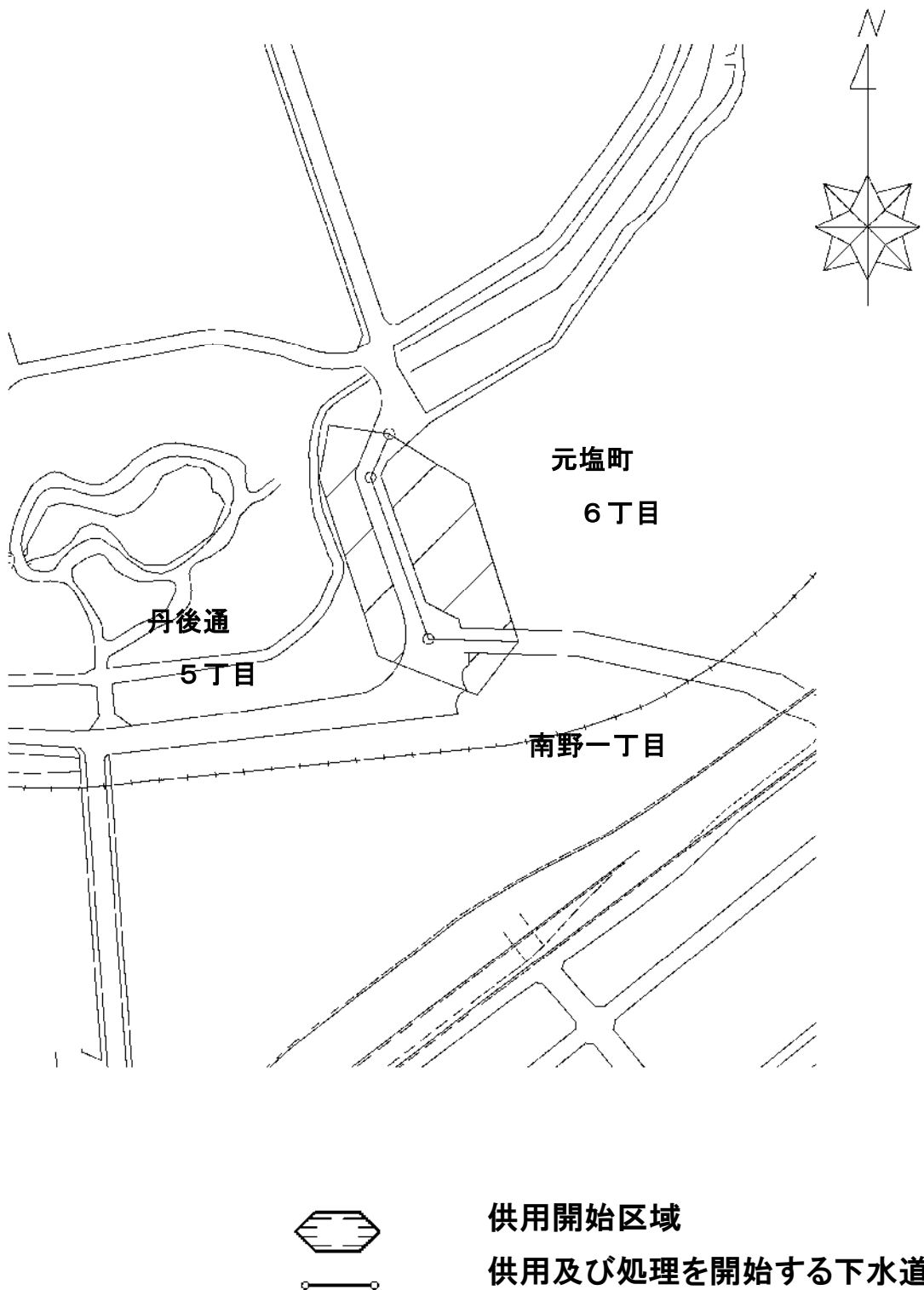


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

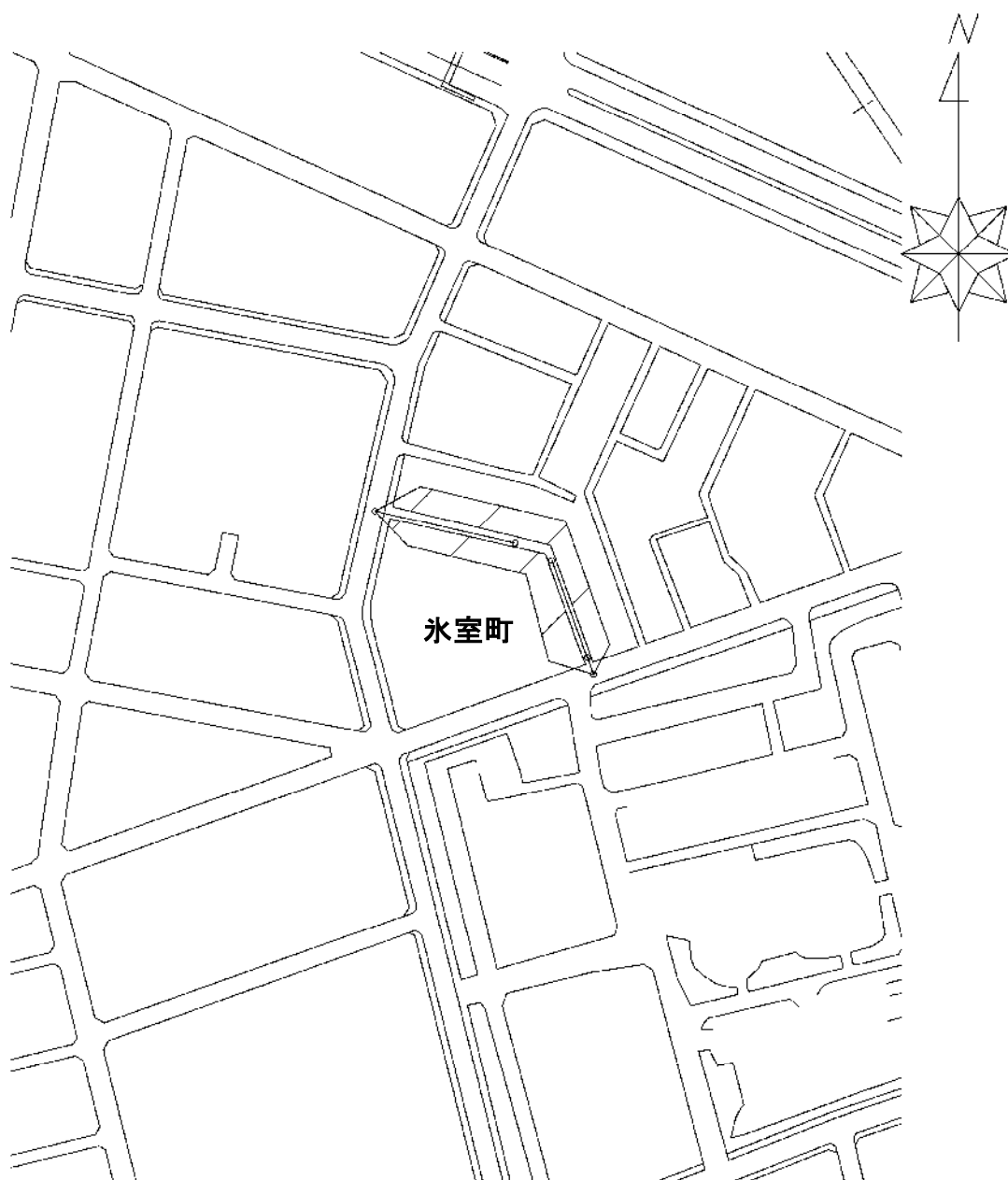
排水施設の位置図

南区（合流式）No. 1



排水施設の位置図

南区（合流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

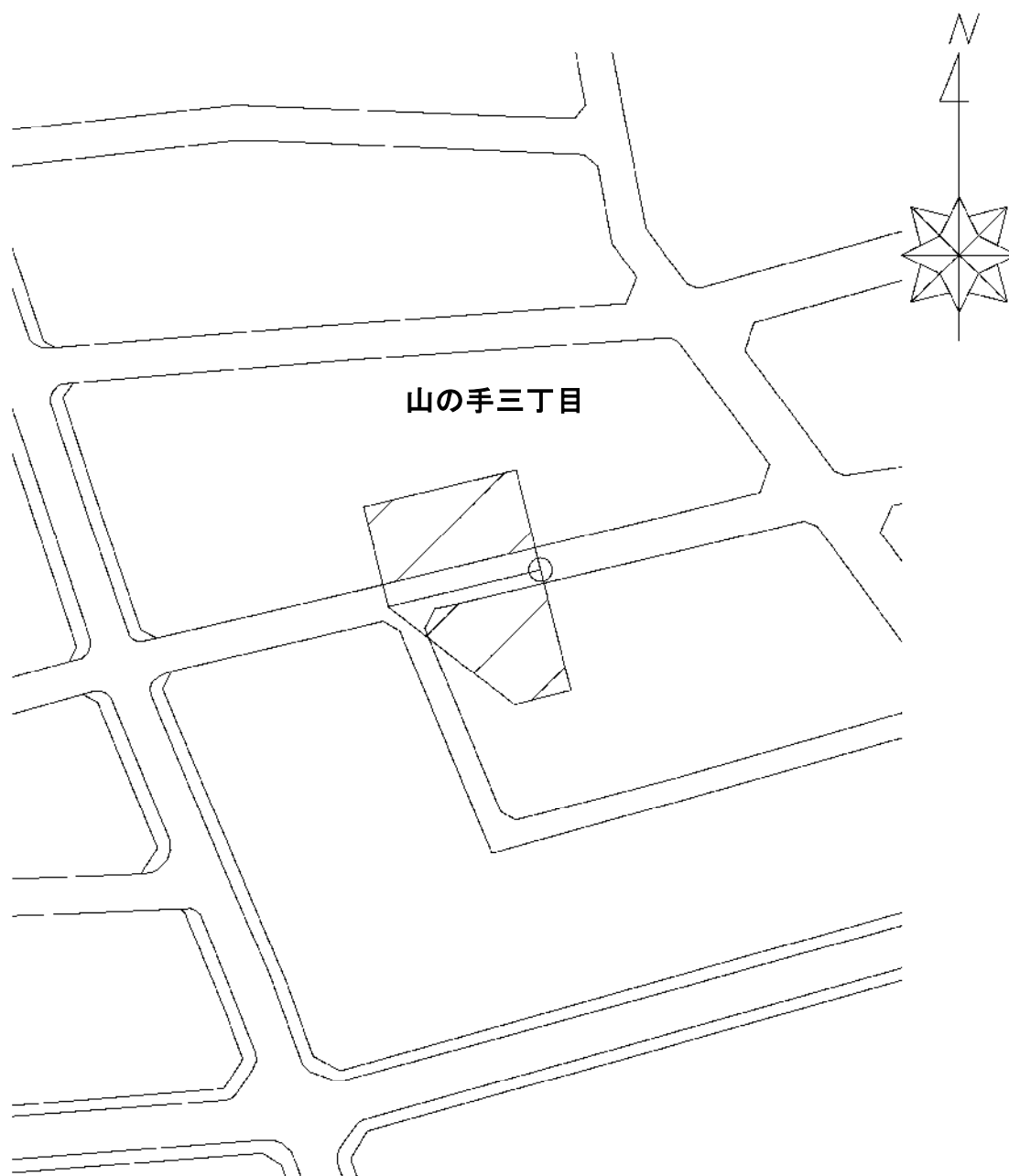
排水施設の位置図

守山区（分流式）



排水施設の位置図

名東区（分流式）

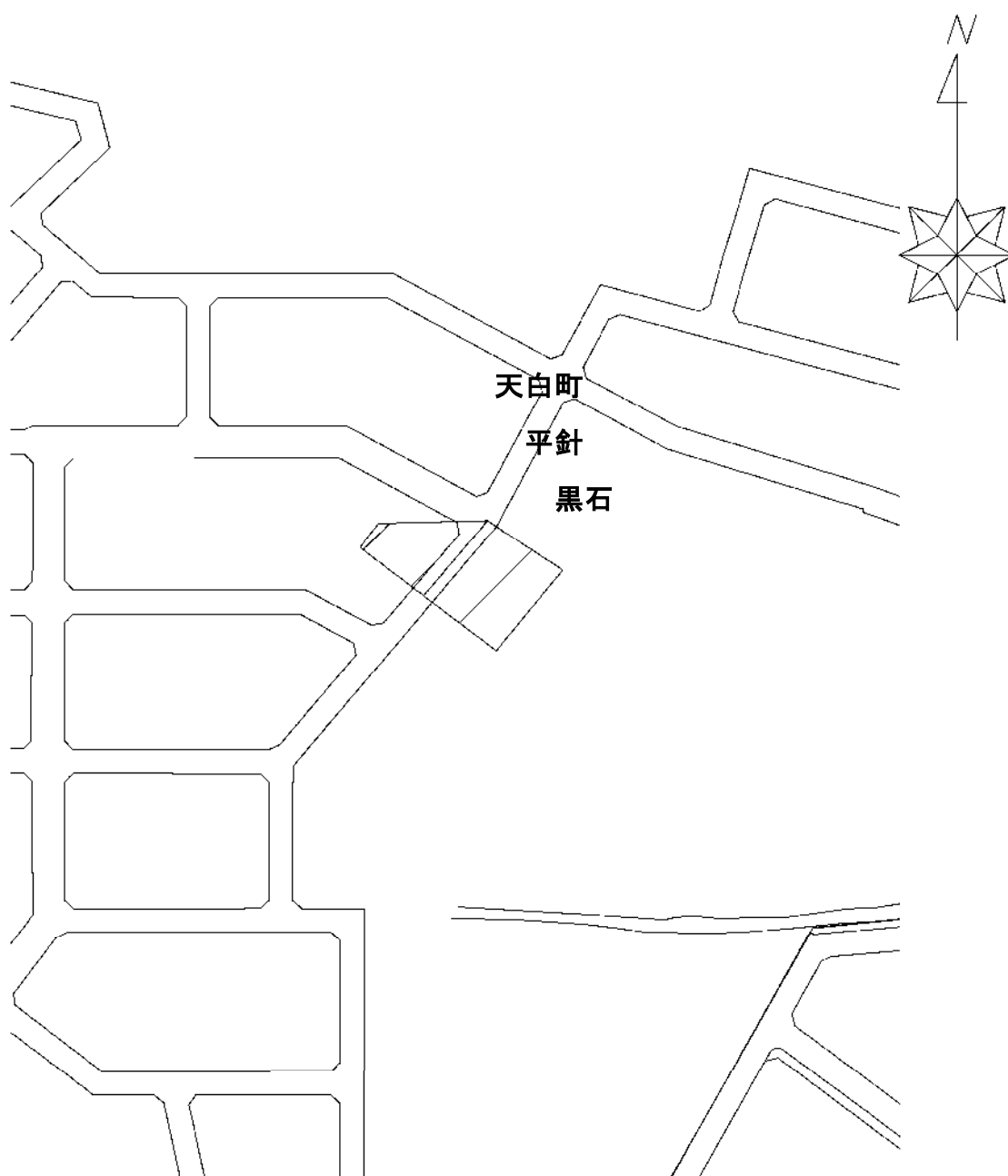


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 1

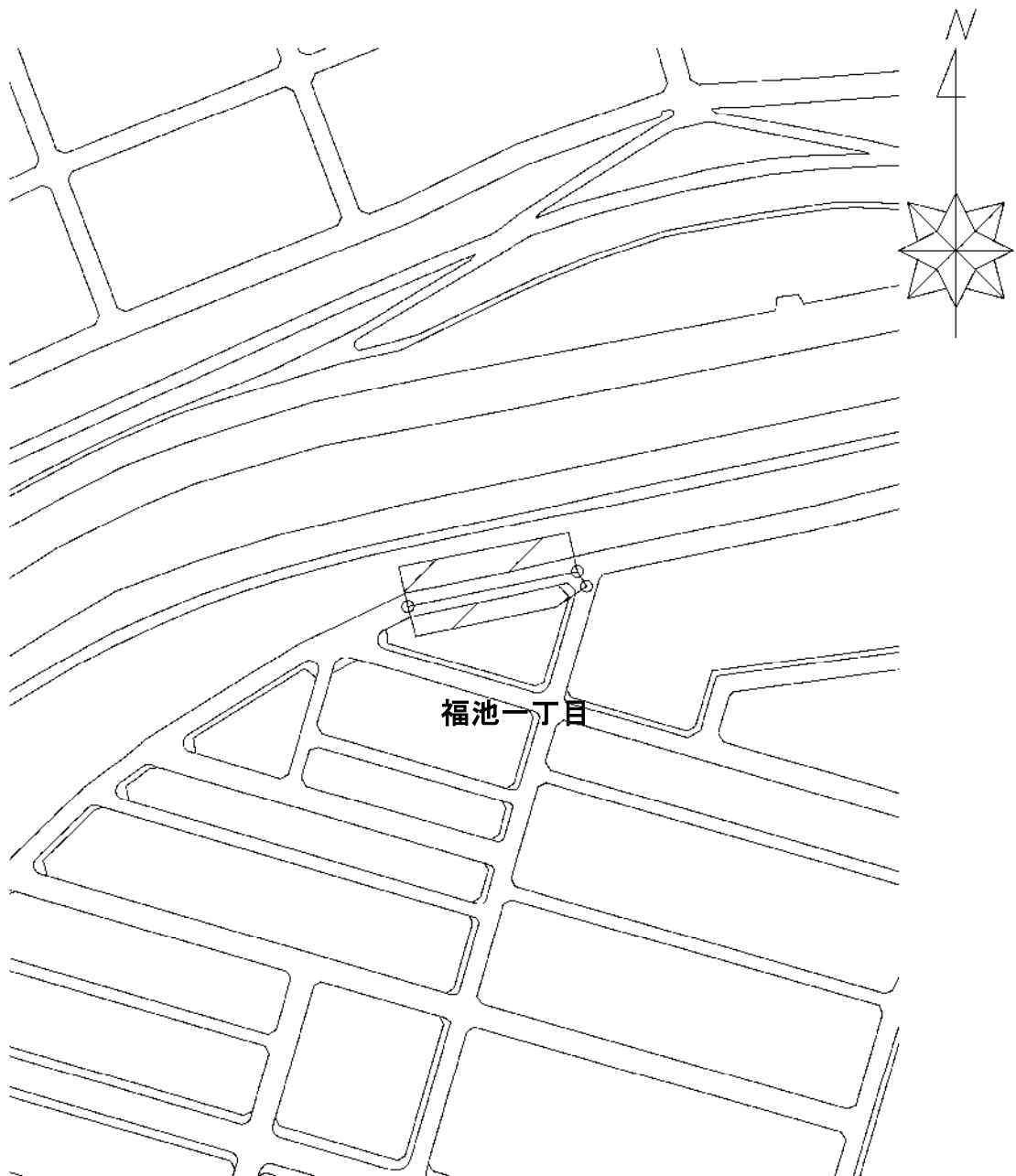


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

令和 5 年監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 5 年 5 月 17 日

名古屋市監査委員	山 本 正 雄
同	小 川 令 持
名古屋市監査委員職務執行者	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名		
交通局	営業本部	総務部	総務課、広報広聴課、情報システム課、人事課、労務課
		安全監理部	安全監理課、人材育成課
		企画財務部	経営企画課、財務課、会計課、技術管理課
		営業統括部	乗客誘致推進課、営業課、資産活用課
		電車部	運輸課、駅務課、電車運転課、駅務区（東山線、名城線南部）、運転区（名城線）
		自動車部	管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、営業所（如意、鳴尾）
	技術本部	施設部	施設計画課、工務課、営繕課、設備課
		車両電気部	電車車両課、電気課、工場（藤が丘、日進）

第3 監査の着眼点

- 1 安定した運営基盤の確立等に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- 2 市バスの運行業務等は適切に管理運営されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理して

いる事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 行政財産の目的外使用許可等について（財産管理事務）

地方自治法によると、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるかとされている。また、交通局では、名古屋市交通局会計規程により、資産の管理について必要な手続を定めている。

鳴尾営業所では、建物の一部を名古屋交通労働組合に対して組合事務所として使用許可している。

鳴尾営業所の行政財産の管理状況について調査したところ、名古屋交通労働組合所有のコピー機等が、許可範囲外の会議室に保管されていた。

鳴尾営業所においては、名古屋市交通局会計規程等に従い、行政財産を適正に管理されたい。（鳴尾営業所）

なお、鳴尾営業所においては、コピー機等の撤去が行われ、必要な措置が講じられた。

(2) 消防計画の更新等について（行政運営事務）

消防法（昭和23年法律第 186号）及び消防法施行令（以下「消防法等」とい

う。)によると、駅や複合ビル等の防火管理者は、消防計画の作成や消防計画に基づいた消防訓練の実施など防火管理上必要な業務を行わなければならないとされている。東山線駅務区（名古屋駅）の消防計画では、災害用の備蓄品や救助・救出用資機材等の非常用物品等を確保し、定期的に点検整備を行うと定めている。

また、消防法等によると、複合ビル等で建物全体の管理を統括する防火管理者が定められている場合、各防火管理者の作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する消防計画に適合させなければならないとされている。そのため、名城線運転区（金山）については、複合ビルである「ループ金山」全体の消防計画に適合させなければならない。

東山線駅務区（名古屋駅）及び名城線運転区（金山）の消防計画並びに防火管理上必要な業務の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 一部の非常用物品等について消防計画の定めが実態と一致していなかった。

また、非常用物品等の点検整備が未実施であった。（東山線駅務区）

イ 消防計画が建物全体の消防計画に一部適合していなかった。

（名城線運転区）

消防計画は、常に防火管理業務の適正を期するため、その事業所の実態に適合したものに改正したうえで運用していかなければならないものである。

東山線駅務区及び名城線運転区においては、消防計画の見直しを行ったうえで、防火管理業務を適切に行われたい。

また、複数の所属において防火管理に係る不備が見受けられたことから、総務課においては、防火管理の状況について局内総点検を実施するとともに、定期点検の方策についても検討されたい。（総務課）

(3) 委託営業所に係る業務の監督について（行政運営事務）

交通局では、港明営業所の管轄路線の運転業務、運行管理業務、営業所管理、施設管理等の業務を委託している。

委託契約書によると、受託者は、消防法の定めに従い、防火管理者を選任し、消防計画の作成及び変更や消防訓練の実施など防火管理上必要な業務を行わせ

ることとされている。

このほか、情報の適正な保護及び管理のため、受託者は、交通局に準拠した情報の取扱いに関するマニュアルを作成することとされ、そのマニュアルでは、機密文書が含まれる廃棄文書を専用箱に集積して梱包し、梱包した日と箱数を記録した後、営業所倉庫内において、施錠のうえ管理することとされている。

また、契約書には、受託者は事前の書面による委託者の承認を得ずに、本件業務を第三者に再委託してはならないと定められている。

港明営業所に係る業務委託の履行状況等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 防火管理業務に不備があるもの

(ア) 防火管理者が人事異動に伴い不在となって以降、防火管理者及び消防計画がそれぞれ変更されていなかった。

(イ) 消防訓練を実施していなかった。

イ 情報管理業務に不備があるもの

(ア) 受託者が作成した情報の取扱いに関するマニュアルにおいて、営業所の名称の記載が一部誤っていた。

(イ) 機密文書が含まれる廃棄文書について、梱包した日と箱数の記録が行われていなかった。

ウ 業務再委託の手續に不備があるもの

清掃及びバス広告着脱作業業務の再委託の承認について、書面での手續が行われていなかった。

管理課においては、契約書に定められた委託業務の不適切な履行により、交通局の信頼が損なわれないように、防火管理上必要な業務の実施や適正な情報管理、書面による業務再委託の承認手續など契約で定める事項が適切に行われるよう監督し、受託者を指導されたい。(管理課)

なお、管理課においては、受託者による防火管理者等の変更や情報管理に関するマニュアル等の修正が完了したことを確認するとともに、書面による業務再委託の承認手續が行われた。また、受託者へ契約で定める事項を適切に行うよう指導がなされ、必要な措置が講じられた。

第6 意見

安定した運営基盤の確立に向けた取組について

本市のバス・地下鉄事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、その感染拡大以前に比べて乗車人員が大幅に減少し、令和2年度、3年度と2年連続して経常収支が赤字となった。令和4年度上半期の利用状況についても、前年度の同時期に比べて利用人員の回復は見られるものの、感染拡大以前の令和元年度に比べると2割程度の減少となっている。

令和3年度から実施されている市バス・地下鉄の利用実態調査の結果によると、乗車人員は、当分の間、コロナ前の水準に戻るのには難しいと見込まれている。

こうした状況の中、交通局では、令和4年9月に利用動向の変化に対応して地下鉄東山線のダイヤを見直すなど経費節減に取り組むとともに、経営基盤の強化を図るため、資産の有効活用に取り組んでいる。令和3年度は、AI^(注)を活用したデジタルサイネージ広告の試行に着手したほか、令和4年度は、地下鉄東山線の車内デジタルサイネージ広告の設置に着手するなど、収入確保のための新たな取組がなされている。

一方、名城工場跡地の貸付による有効活用については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借受予定者の事業化が遅れており、当初計画から1年以上経過している状況となっていた。

交通局においては、エネルギー価格の高騰など厳しい経営環境にあるが、将来にわたって誰もが安心して利用できる市バス・地下鉄を目指して、引き続き安全・安心の推進等に取り組むためにも、安定した運営基盤の確立が必要である。乗客誘致施策の推進や資産の有効活用の促進などにより、収入の確保を図り、一層の収支改善に努められたい。

(注) Artificial Intelligence の略称。人間の知的な判断をコンピューターが行う技術で、大量のデータから規則性などを学習し、予測や判定を行う。

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

スポーツ市民局（スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
スポーツ市民局	総務課	
	地域振興部	区政課、地域振興課、住民課、市民活動推進センター
	人権施策推進室、なごや人権啓発センター	
	市民生活部	地域安全推進課、広聴課、市政情報室、消費生活課、男女平等参画推進室
	スポーツ推進部	スポーツ振興室、スポーツ施設室、スポーツ戦略室
区役所 （中村区、港区、 南区、天白区）	区政部	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課 （注 1）
区役所 （全区）	区政部	地域力推進室 （注 2）
財政局	契約部	契約課

（注 1）地域振興部、人権施策推進室、市民生活部関連事務に限る。

（注 2）スポーツ推進部関連事務に限る。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表のスポーツ市民局が所管する公の施設の指定管理者及びスポーツ市民局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市楠地区 会館	味鋤学区福祉推進協議 会	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	地域振興課
名古屋市山田地 区会館	中部互光・コスモコン サルタント運営共同体		
名古屋市徳重地 区会館	サンエイ株式会社		
名古屋市総合体 育館	名古屋市総合体育館N K共同事業体	平成28年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	スポーツ施設室
名古屋市中スポ ーツセンター	なごやスポーツパート ナーズ	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	
名古屋市昭和ス ポーツセンター	愛知スイミング・大成 共同事業体	平成30年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	
名古屋市熱田プ ール	シンコースポーツ株式 会社	平成28年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	
名古屋市志段味 スポーツランド	株式会社 J P N	平成30年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	
名古屋市鶴舞公 園多目的グラウ ンド	公益財団法人愛知県サ ッカー協会	令和 4年 4月 1日 ～令和 8年 3月31日	
名古屋市名城庭 球場	一般社団法人名古屋ロ ーンテニス倶楽部	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 窓口サービスの改善に向けて着実に取組が実施されているか
- (2) スポーツ振興に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書

類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 支出命令事務について（支出事務）

本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働しており、これまで支出命令者等に紙の原本を送付していた請求書等の関係書類について、電子情報化して送付することとなった。

市民活動推進センターにおいて支出事務を調査したところ、請求書の日付を砂消しゴムの使用により改ざんした後、スキャンして電子情報を作成している事例が見受けられた。

契約の相手方から提出された請求書等の書類を修正テープなどで加工した上で電子情報化し事務処理を行っていた不適正な事例については、近年の監査において繰り返し指摘したところである。市民活動推進センターにおいては、行政文書を改ざんすることはあってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、紙決裁に比較して視覚的チェックが機能しにくいというリスクがあることを踏まえ、上司等による確認の徹底を図り再発防止に努められたい。

(2) 区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金について（支出事務）

本市では、スポーツの推進のため各学区にスポーツ推進委員が設置されており、スポーツ推進委員は市民に対し、スポーツの実技の指導等を行っている。また、各学区のスポーツ推進委員相互の連絡調整を目的とした、区スポーツ推進委員連絡協議会（以下「区連協」という。）を各区に設置し、スポーツ推進委員の職務に関する連絡調整等を行っている。

区地域力推進室では、スポーツ推進委員の活動が円滑に行われることを目的とし、活動に要する経費の一部に対して、補助金を区連協に交付している。

名古屋市補助金等交付規則によると、補助金の交付決定に際し、経費の配分や事業内容を変更する場合には、市長の承認を受けるべき旨の条件を付すことができる」とされている。

区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によると、区連協は、年度途中において事業内容を変更する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書を区地域力推進室へ提出することと定められているが、経費の配分変更の場合については特に定めがない。

一方、区連協補助金事務の手引きにおいては、事業計画の変更として経費の配分変更、事業内容の変更いずれも含まれるものと解される記述となっており、スポーツ振興室は、経費の配分変更の場合も、事業変更承認申請書の提出が必要であるという認識であった。

区地域力推進室における補助金の交付事務について調査したところ、一部の区連協において、事業計画書が提出された以降に経費の配分や事業内容が変更されたにも関わらず、事業変更承認申請書の提出を受けずに補助金が支出されていた。

事業変更承認申請書の提出を受けていなかった原因としては、区地域力推進室が、経費の配分変更に該当する事案であると解釈し、その場合の取扱いが要綱に記載されていないことから、事業変更承認申請書の提出が不要であると認識していたことによるものであった。

補助金の適正な執行を確保するためには、交付の目的に従った使途となっているか、補助対象事業を明確にし、記録しておく必要がある。

スポーツ振興室においては、要綱の記載内容に一部不備が見受けられることによって、事業変更承認申請書の提出が不要であると区に誤解を生じさせていたことから、経費の配分が変更された際にも、事業変更承認申請書の提出が必要であることを明記するよう要綱を改正されたい。さらに、補助金の適正な交付事務がなされるよう各区に対する事務手続の周知を行われたい。

(スポーツ振興室)

(3) 名古屋市安心・安全・快適まちづくり活動補助金について（支出事務）

本市では、市民が安心・安全で快適なまちづくりを進めることを目的とし、身近な地域課題の解決に主体的に取り組む「安心・安全・快適まちづくり活動」に要する経費の一部に対して、補助金を学区連絡協議会等（以下「協議会等」という。）に交付している。

補助対象経費や申請等の手続については、名古屋市安心・安全・快適まちづくり活動補助金交付要綱及び安心・安全・快適まちづくり活動補助金事務の手引き（以下「安安補助金要綱等」という。）に定められている。安安補助金要綱等によると、補助対象となるのは、毎年度 4月 1日から翌年 3月31日までに実施した事業で年度内に支払を完了した経費とされている。

中村区地域力推進室において補助金の精算書類を調査したところ、協議会等が令和 2年度に実施した事業の支払を令和 3年 4月に行ったことから、中村区地域力推進室が令和 3年度の補助対象と誤認し、補助金を交付している事例が見受けられた。

中村区地域力推進室においては、適正な補助金交付事務に努めるとともに、補助対象外の経費に対する補助金の返還を求められたい。

(中村区地域力推進室)

なお、中村区地域力推進室においては、補助金が返還され、必要な措置が講じられた。

(4) コミュニティセンターの管理運営収支決算書について（支出事務）

本市では、概ね小学校区域ごとにコミュニティセンターを設置し、学区連絡協議会等が指定管理者として管理を行っている。

本市と指定管理者との間で締結しているコミュニティセンターの管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、毎年度、管理運営収支決算書（以下「決算書」という。）を翌年度の 4月30日までに市長に提出しなければならないとされている。

本市では新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填を行っており、減収補填については実際の収入日の属する年度で決算書に計上する取扱いとなっている。

天白区地域力推進室において決算書を調査したところ、以下のとおり記載が誤っているものがあった。

ア 令和 2年度に収入された減収補填の額が、令和 3年度の決算書に記載されていたもの

イ 令和 3年度に収入された減収補填の額が、令和 3年度の決算書に記載されていなかったもの

天白区地域力推進室においては、決算書が適正に作成されるよう、指定管理者を指導するとともに、決算書の確認を確実に実施されたい。

（天白区地域力推進室）

(5) 見積書の徴取先選定について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、委託契約にあつては予定価格が 100万円を超えない場合は、随意契約にすることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならないと定められている。また、契約事務の手引きによると、契約事務にあたり、関係会社を同時に指名しないよう注意することとされている。

なごや人権啓発センターにおいてパンフレットデザイン制作の委託契約について調査したところ、予定価格が30万円を超える委託契約であったため、2者から見積書を徴取していたが、見積書の様式が同一であり、見積の内訳や備考

欄の記載内容等もほぼ同一であった。そのため、見積書の徴取先について確認した結果、2者は本店及び支店の所在地が同じであり、代表者も同じ関係会社であることが判明した。

なごや人権啓発センターにおいては、契約事務の手引きを踏まえ、2者以上の者から見積書を徴取するにあたっては、競争性が確保された徴取先かどうか判断したうえで行われたい。(なごや人権啓発センター)

(6) 施設の有効活用について（財産管理事務）

消費生活課は、伏見ライフプラザ10階及び11階に事務室及び諸室がある。10階にある食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室、恒温恒湿室、現像室、消費者開放試験室及び消費者研修室について、令和元年度から令和3年度の使用状況を調査したところ、月平均の使用日数が少ない状況であった。なお、諸室が使用できるのは原則月曜日から金曜日であるが、必要に応じて土曜日も使用可能である。

表 各年度の月平均使用日数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
食生活テスト室（注1）	8.75日	19.91日	14.09日
衣住生活テスト室	4.08日	4.92日	3日
機器分析室	4.08日	4.92日	3.17日
恒温恒湿室（注2）	1日	1日	1日
現像室（注3）	1日	1日	1日
消費者開放試験室	3.42日	4.08日	1.58日
消費者研修室	12.5日	8.83日	10.6日

（注1）「食生活テスト室」については、令和2年5月から令和3年10月までコロナ禍における執務場所の分散のため執務室として使用している。

（注2）「恒温恒湿室」については、10階フロア全体の分電盤等が設置されており、設備点検のために月1回立ち入ったものである。

(注 3) 「現像室」については、食品講座の材料保管庫として月 1回使用している。

消費生活課においては、諸室の使用日数が少ないことを踏まえ、機能の集約化や他の目的への転用などを含め、施設の有効活用策を検討されたい。

(消費生活課)

(7) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、SDカードを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなど相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

スポーツ市民局における外部記録媒体利用基準（以下「利用基準」という。）によると、外部記録媒体導入時には所属課長等の許可が必要となること、外部記録媒体を適正に管理するために外部記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）を作成すること、利用目的や保護対策等が適切であるかを判断するために外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）を作成することとされている。

なごや人権啓発センターにおいて外部記録媒体の管理状況を調査したところ、デジタルカメラに使用するSDカードについて、利用基準に基づく管理が必要との認識がなく、導入時に所長の許可を得ておらず、管理簿及び利用簿も作成されていなかった。

なごや人権啓発センターにおいては、利用基準が外部記録媒体の紛失や盗難等に伴う情報漏えいの発生を防止するために定められているものであることを改めて認識し、利用基準に従い外部記録媒体の適正な管理を徹底されたい。

(なごや人権啓発センター)

なお、なごや人権啓発センターにおいては、外部記録媒体導入について所長の許可を得た上で、管理簿及び利用簿を作成しており、必要な措置が講じられた。

(8) 自動車臨時運行許可事務について（行政運営事務）

道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）によると、一定の要件を満たさなければ自動車を運行の用に供することができないとされているが、検査等のために回送する場合など特定の場合に限り、運行要件を満たしていない自動車であっても行政庁の許可により臨時に運行できるとされている。

本市では名古屋市自動車臨時運行許可規則及び自動車臨時運行許可事務取扱要領（以下「規則等」という。）に基づき、区長が申請書を審査し、臨時運行の必要を認めたときは、その許可の有効期間を定めて臨時運行許可証を交付し、かつ臨時運行許可番号標を貸与しなければならないとされている。また、自動車損害賠償責任保険の保険期間は、最終日の正午までとなっているため、規則等において運行の期間の最終日が保険期間の最終日となる場合には、その日は許可できないこととされている。

自動車臨時運行許可事務を調査したところ、南区総務課において、運行の期間の初日に保険期間が到来していない事例や、運行の期間の最終日と保険期間の最終日が同日になっている事例が見受けられた。

南区総務課においては、自動車損害賠償責任保険に加入していない期間を含めて許可をすることは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に違反する行為を助長することにつながりかねないことから、自動車臨時運行許可事務における保険期間の確認の重要性を改めて認識するとともに、規則等に従って適正に処理されたい。

（南区総務課）

(9) 太陽光発電売電額報告書について（行政運営事務）

本市では、一部のコミュニティセンターにおいて太陽光発電装置を設置しており、この装置による売電額について年度終了後に指定管理者から報告させ、年間売電額を本市に納付させている。

本市と指定管理者との間で締結している太陽光発電装置の管理等に関する覚書によると、指定管理者は毎年 4月 1日から翌年 3月31日までに中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力」という。）から振り込まれた売電額を振り込まれた年度の太陽光発電売電額報告書（以下「報告書」という。）に記載し、年度終了後 5日以内に本市に報告することとされている。

天白区地域力推進室において報告書を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 令和 4年 4月に中部電力から振り込まれた売電額が、令和 4年度の報告書に記載すべきところ、令和 3年度の報告書に記載されていたもの

イ 報告書が鉛筆書きであったもの

天白区地域力推進室においては、覚書に従い報告書が作成されるよう、指定管理者を指導するとともに、報告書の確認を確実に実施されたい。また、報告書の記載は、後日修正や改ざんができないようなボールペン等の筆記具において行うよう指定管理者を指導されたい。 (天白区地域力推進室)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、所管局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 所得税等の源泉徴収事務について（支出事務）

所得税法（昭和40年法律第33号）等によると、給与や報酬等の所得の支払をする者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。

また、所得税基本通達において、報酬等の支払の基因となる役務提供のためにする旅行、宿泊等の費用については、支払者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつその金額が通常必要であると認められる範囲内のものである場合には、源泉徴収をしなくても差し支えないとされている。

指定管理料の執行状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 各イベントの講師等に謝金を支払っていたが、所得税等の源泉徴収を行っていないもの（味鋤学区福祉推進協議会【名古屋市楠地区会館】）

イ 交通費名目でイベントの講師等に対し支払っていた金額について、源泉徴収の対象外と誤認していたため、所得税等の源泉徴収を行っていないもの

(中部互光・コスモコンサルタント運営共同体【名古屋市山田地区会館】)

(指定管理者分)

味鋤学区福祉推進協議会及び中部互光・コスモコンサルタント運営共同体においては、適正に源泉徴収事務を行われたい。

なお、地域振興課においては、指定管理者が源泉徴収し、所轄の税務署に納付したことを確認しており、必要な措置が講じられた。

(2) 指定管理料で購入した備品の管理について（財産管理事務）

本市では、地区会館を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的として、各地区会館の指定管理者と地区会館指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結している。

基本協定書では、指定管理料で備品を購入するときは、事前に本市と協議することとされており、それらの備品の所有権は本市に帰属すると定められている。なお、地区会館の備品に関する手続は区役所支所（以下「支所」という。）で行っている。

指定管理料で購入した備品について調査したところ、名古屋市山田地区会館及び名古屋市徳重地区会館において、購入に際し各支所への事前協議がなされておらず、当該備品が各支所の備品台帳に登録されていない事例が見受けられた。

(指定管理者分)

中部互光・コスモコンサルタント運営共同体及びサンエイ株式会社においては、指定管理料で備品を購入するときは、基本協定書に基づき各支所と事前に協議されたい。

(中部互光・コスモコンサルタント運営共同体【名古屋市山田地区会館】、
サンエイ株式会社【名古屋市徳重地区会館】)

(スポーツ市民局関係分)

地域振興課においては、指定管理料で備品を購入するときは各支所へ事前協議するよう、指定管理者に周知徹底されたい。(地域振興課)

なお、地域振興課においては、当該備品について指定管理者から各支所へ協議した上で備品台帳に登録されたことを確認するとともに、各指定管理者に対し備品の取扱いについて周知を図っており、必要な措置が講じられた。

(3) 従業員の雇用契約について（その他事務）

最低賃金法（昭和34年法律第 137号）によると、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされている。愛知県の最低賃金は、令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までは時給 955円、令和 4年10月 1日からは時給 986円となっている。

名古屋市楠地区会館において雇用契約書を調査したところ、令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで雇用している 3名の従業員の賃金が雇用期間を通じて時給 950円となっていた。

（指定管理者分）

味鋺学区福祉推進協議会においては、従業員に対し最低賃金額以上の賃金を支払われた。（味鋺学区福祉推進協議会【名古屋市楠地区会館】）

なお、地域振興課においては、指定管理者が従業員に対し最低賃金額との差額分を支給した上で雇用契約を更改したことを確認しており、必要な措置が講じられた。

(4) 施設設備の管理について（その他事務）

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書等によると、指定管理者は各施設の維持管理及び修繕を行うこととされているが、1件 250万円を超える大規模改修を行う場合等については、本市が直接執行することとされている。

監査対象施設において、建築設備及び自家用電気設備の点検結果報告書並びにその対応状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 非常用照明装置の不点灯や防火扉の閉鎖不良など、地震や火災等の災害による被害を軽減させる防災設備について、不具合を指摘されていたにもかかわらず、修繕が行われていなかったもの

(名古屋市総合体育館NK共同事業体【名古屋市総合体育館】、愛知ス
イミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】、株式
会社JPN【名古屋市志段味スポーツランド】)

イ 低圧回路の絶縁不良や、受変電設備の接地抵抗値規定値の超過を指摘されて
いたにもかかわらず、修繕が行われていなかったもの

(名古屋市総合体育館NK共同事業体【名古屋市総合体育館】、なごや
スポーツパートナーズ【名古屋市中スポーツセンター】、株式会社J
PN【名古屋市志段味スポーツランド】)

また、ア、イいずれの事例においても一部の設備については、毎年度同様の
不具合を指摘されていたが、その後においても修繕されず、法令に適合しない
状態が複数年度にわたって放置されていた。

法令に適合しない防災設備を放置し続けた場合、災害時に必要な防災機能が
発揮されず、被害が拡大するおそれがある。

また、自家用電気設備については、絶縁抵抗値及び接地抵抗値が基準値を満
たしていない場合、感電や火災が発生するおそれがある。

(指定管理者分)

各指定管理者においては、防災設備等の故障は事故につながりかねないこと
を改めて認識した上で、建築設備等点検及び自家用電気設備点検の結果、不具
合を指摘された設備については、速やかに修繕されたい。なお、本市の直接執
行とされている場合については、速やかに対応がなされるようスポーツ施設室
に報告されたい。

(5) 医務室の管理について（その他事務）

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書によると、指定管理者は、
利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を怠りなく行わなければ
ならないこととされている。

スポーツ施設室によると、体育施設には体調不良者等が発生した際に介抱す
るための医務室を設置している。また、指定管理者は、清掃作業日次点検表に
施設内の清掃場所を定めたうえで、清掃作業を実施することとされている。

名古屋市昭和スポーツセンターにおいて、プール施設の医務室を確認したところ、応急対応用の長椅子の前に、段ボール箱等が置かれており、その長椅子を囲う間仕切りカーテンのレールには、洗濯物等が掛けられているなど、即座に利用できる状態となっていなかった。また、当該医務室は、清掃作業日次点検表の清掃場所に含まれておらず、定期的に清掃されていたか確認できなかった。

（指定管理者分）

医務室については、その性質上、日常的に適切な維持管理が必要であると考えられる。

愛知スイミング・大成共同事業体においては、清掃作業日次点検表に清掃場所として医務室を追加されたい。

（愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】）

（6）事業報告書の作成について（その他事務）

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書等（以下「協定書等」という。）によると、指定管理者は、毎年度終了後に、料金収入の実績や管理運営経費等の収支状況等を記載した事業報告書を本市に提出することとされている。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、今後の指定管理者を選定する際の指定管理料を算出するための根拠資料としても不可欠であることから、正確に作成される必要がある。

なお、指定管理料は、原則として当初に合意した金額から変更しないこととされているが、令和 3 年度、スポーツ施設室は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収支不足額について、指定管理者との協議により追加で支出することとした。この算定にあたって、支出額に指定管理者の裁量で行う自主事業に要した経費は含めないこととされている。

監査対象施設の事業報告書等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 収支決算書における光熱水費について、指定管理基本業務に要する経費と自主事業に要する経費が区分されていなかったもの

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】、
一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部【名古屋市名城庭球場】)

イ 収支決算書の金額が誤っていたもの

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】)

また、名古屋市昭和スポーツセンターに係る指定管理料の増額分の支出について、指定管理基本業務に要した経費に加え、自主事業に要した光熱水費も含めて算定していたこと等により 2,599,940円過大となっていた。

(指定管理者分)

愛知スイミング・大成共同事業体及び一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部においては、令和 3年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。

(スポーツ市民局関係分)

スポーツ施設室においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。

また、指定管理料の増額に係る支出については、名古屋市昭和スポーツセンターにおける令和 3年度の自主事業に係る光熱水費相当分等について返還を求められたい。

(スポーツ施設室)

第6 意見

1 窓口サービスの改善について

(1) スマート窓口の推進

少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルス感染症の拡大、A I^(注1)・R P A^(注2)等のI C Tの進展など、近年の社会情勢の大きな変化を踏まえ、従来の区役所窓口のあり方についても見直す必要が生じている。このため、スポーツ市民局が中心となり関係局と連携して、区役所窓口の「目指すべき姿」及びその実現のための方策やプロセスについて検討を行い、「待たなくてよい窓口」「書かなくてよい窓口」「分かりやすい窓口」をコンセプトとする区役所におけるスマート窓口を推進している。

スマート窓口の実現に向けては、「待たなくてよい窓口」の取組として、従来から実施している区役所窓口の混雑状況の発信に加え、令和3年度から区役所市民課でキャッシュレス決済を導入した。また、「書かなくてよい窓口」の取組として、身近な方が亡くなられた後の区役所における手続についての案内や申請書等の一括作成を行うおくやみコーナーの試行を実施し、「分かりやすい窓口」の取組として、スマートフォン等から簡単な質問に答えるだけで必要な手続や持ち物等がわかるくらしの手続きガイドの導入等の取組を実施した。その取組及び検討結果を踏まえ、令和4年度には、キャッシュレス決済の支所区民生活課への拡大やおくやみコーナーの試行区の拡大を行うとともに、転出証明書のO C R^(注3)を用いた申請書作成支援の実証実験等の取組を実施している。

これらの取組により、市民にとって利便性が高くスムーズに手続が行える窓口になることはもとより、先端技術を活用した取組がさらに進めば、市民の利便性の向上に加えて、職員の事務作業や申請書類等の点検にかかる時間が削減され、業務の効率化にも資するものと考えられる。その結果生み出される人的資源を、丁寧な窓口対応など職員でなければ提供できないサービスや業務に振り向けることが期待できることから、デジタル技術を一層活用するなど様々な取組に今後も意欲的に取り組まれない。一方で、デジタル技術・機器を利用で

きない市民が取り残されることのないよう、すべての人にとって利用しやすい窓口となるための取組を推進されたい。

(注 1) A I

Artificial Intelligenceの略称。人間の知的な判断をコンピューターが行う技術で、大量のデータから規則性などを学習し、予測や判定を行う。

(注 2) R P A

Robotic Process Automationの略称。パソコン操作による定型的な業務などを、人に代わって自動で処理するソフトウェア・ツール。

(注 3) O C R

Optical Character Reader／Recognitionの略称。画像データの文字を認識し、データ化する機能。

(2) 証明書等の誤交付等防止対策

本市の区役所市民課窓口における証明書等の誤交付等の発生件数は、平成30年度11件、令和元年度10件、令和 2年度 7件、令和 3年度10件と推移しており、誤交付等防止対策が長年の課題となっている。

このため、スポーツ市民局と区役所は証明書等の誤交付等防止に向けて、令和 3年度に、各区共通の誤交付等防止マニュアルの作成、交付窓口で来庁者に名乗ってもらい交付対象者であることを確認する方法の導入、情報セキュリティ監査の拡充のほか、市民課窓口等業務運用改善調査を実施した。さらに令和 4年度には、この改善調査の検証結果を受けた新たな点検手法やワークショップ形式の職員研修、各区・支所における誤交付等防止対策の実施状況の相互チェックの取組を実施している。

この結果、令和 4年度においては、令和 5年 1月末時点で市民課窓口における証明書等の誤交付は発生していない。これは、スポーツ市民局と区役所が丸となって誤交付等防止対策に取り組んだ成果であり、市民からの信頼の向上につながるものと評価できる。

スポーツ市民局においては、この成果に満足することなく、誤送付や紛失にも留意しつつ、他都市における取組事例や窓口業務に携わる担当職員の意見等も参考にしながら継続的に対策の見直しを行い、誤交付等防止に取り組まれたい。

2 スポーツ施設の整備について

本市では、誰もが気軽にスポーツができる機会・場所の提供、スポーツを通じた地域活動に主体的に関わる機運の醸成、スポーツによる都市ブランドの向上を役割として令和 2年度よりスポーツ市民局が設置されている。

スポーツ市民局では、第2期スポーツ推進計画により、市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ活動の場の整備を進めており、新規施設の整備では、2026年「アジア・アジアパラ競技大会」の開催を見据え、第20回アジア競技大会のメイン会場となる瑞穂公園陸上競技場の改築などを行っている。また、既存施設においても、名古屋市公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を行うとともに、指定管理者のノウハウを活用しながら、多様なニーズに即したサービスを提供するとしている。

一方、今回の監査では、施設設備の管理や医務室の管理など、施設の日常的な維持管理が不十分である事例が見受けられた。特に、非常用照明装置の不点灯や防火扉の動作不良などは、複数年度にわたって放置されており、こうした事例は、他の所属等を対象とした過去の監査においても同様の指摘がされているところである。

また、一部の施設では、市民の利用に際して不便が生じるような設備の劣化が見受けられた。スポーツ施設に係る改修については、名古屋市公共施設等総合管理計画及びこれに基づく「名古屋市市設建築物の個別施設計画」において、概ね築40年を経過した施設に対して実施するリニューアル改修を始めとする、長期的な改修時期が示されている。しかしながら、個々の設備の劣化状況を踏まえた、中期的な改修の内容や時期は示されておらず、施設を安全な状態で維持し、市民サービスを継続的に提供するためにも、改修等のより具体的な計画の検討が必要と考えられる。

スポーツ市民局においては、スポーツ施設の適切な管理運営や、計画的な施設の修繕や改修に取り組み、市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ施設の環境の整備をより一層進められたい。また、今後施設の老朽化に対応するための費用の増加が見込まれる中、限られた予算で、将来にわたって適切なサービスを

継続的に提供できるよう、スポーツ施設の中長期的な改修等について考え方を整理されたい。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市楠地区会館（所在地：北区楠味鋤三丁目 612番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：味鋤学区福祉推進協議会
- ・ 所 在 地：北区楠味鋤三丁目1311番地の 1

(2) 主な指定管理業務

- ① 地区会館を一般の利用に供すること
- ② 地区会館の施設の使用の許可に関する事
- ③ 地区会館の維持管理及び修繕（原型を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	66,233人	30,438人	36,796人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月19日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	16,577	管理運営費	20,733
利用料金収入	4,408	（人件費含む）	
その他	212		
収入合計	21,197	支出合計	20,733

2 名古屋市山田地区会館（所在地：西区八筋町78番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：中部互光・コスモコンサルタント運営共同体
- ・代表者名称：中部互光株式会社
- ・代表者所在地：中村区那古野一丁目47番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 地区会館を一般の利用に供すること
- ② 地区会館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 地区会館の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	53,487人	36,653人	44,372人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	17,989	管理運営費	23,395
利用料金収入	5,511	(人件費含む)	
その他	190		
収入合計	23,691	支出合計	23,395

3 名古屋市徳重地区会館（所在地：緑区元徳重一丁目 401番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：サンエイ株式会社
- ・所 在 地：刈谷市桜町三丁目 3番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 地区会館を一般の利用に供すること
- ② 地区会館の施設の使用の許可に関する事
- ③ 地区会館の維持管理及び修繕（原型を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	73,073人	41,771人	51,780人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月19日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	18,242	管理運営費	24,885
利用料金収入	6,371	（人件費含む）	
その他	272		
収入合計	24,885	支出合計	24,885

4 名古屋市総合体育館（所在地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋市総合体育館NK共同事業体
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・代表者所在地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16

(2) 主な指定管理業務

- ① 総合体育館の施設の供用等に関すること
- ② 総合体育館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 総合体育館の維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	581, 121人	370, 147人	1, 029, 154人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	186, 739	管理運営費	849, 716
利用料金収入	624, 704	(人件費含む)	
その他	38, 272		
収入合計	849, 716	支出合計	849, 716

5 名古屋市中スポーツセンター（所在地：中区栄一丁目30番10号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：なごやスポーツパートナーズ
- ・ 代表者名称：コナミスポーツ株式会社
- ・ 代表者所在地：東京都品川区東品川 4丁目10番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関すること
- ③ 体育館の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	307,922人	191,604人	237,350人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	94,055	管理運営費	191,162
利用料金収入	39,663	(人件費含む)	
その他	39,477		
収入合計	173,196	支出合計	191,162

6 名古屋市昭和スポーツセンター（所在地：昭和区吹上二丁目 6番15号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：愛知スイミング・大成共同事業体
- ・代表者名称：株式会社愛知スイミング
- ・代表者所在地：春日井市六軒屋町西 3丁目10番地16

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関すること
- ③ 体育館の維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	279, 870人	142, 208人	209, 170人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	86, 890	管理運営費	151, 421
利用料金収入	49, 236	(人件費含む)	
その他	14, 100		
収入合計	150, 227	支出合計	151, 421

7 名古屋市熱田プール（所在地：熱田区六野二丁目 5番 2号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シンコースポーツ株式会社 名古屋支店
- ・所 在 地：中区栄一丁目16番 6号

(2) 主な指定管理業務

- ① プールを一般の利用に供すること
- ② プールの使用の許可に関する事
- ③ プールの使用料の徴収に関する事
- ④ プールの維持管理及び修繕(原形を不ずる修繕及び模様替を除く。)に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	8,011人	7,867人	8,060人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年度は利用を停止した。

(4) 収支状況 (令和 3年度)

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	10,276	管理運営費	10,190
自主事業収入	155	(人件費含む)	
収入合計	10,432	支出合計	10,190

8 名古屋市志段味スポーツランド（所在地：守山区桜坂五丁目 105番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社 J P N
- ・所 在 地：名東区猪高台一丁目1316番地

(2) 主な指定管理業務

- ① スポーツランドを一般の利用に供すること
- ② スポーツランドの有料施設の使用の許可に関する事
- ③ スポーツランドの維持管理及び修繕(原形を不ずる修繕及び模様替を除く。)に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	244, 539人	166, 837人	214, 531人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況 (令和 3年度)

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	48, 132	管理運営費	73, 721
利用料金収入	24, 226	(人件費含む)	
その他	5, 906		
収入合計	78, 265	支出合計	73, 721

9 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド（所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 156号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：公益財団法人愛知県サッカー協会
- ・ 所 在 地：瑞穂区洲山町 2丁目21番地

(2) 主な指定管理業務

- ① グラウンドを一般の利用に供すること
- ② グラウンドの施設の使用の許可に関する事
- ③ グラウンドの維持管理及び修繕(原形を不ずる修繕及び模様替を除く。)に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	147, 106	128, 212	157, 554

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 4月13日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金収入	51, 780	管理運営費	124, 612
その他	79, 441	(人件費含む)	
収入合計	131, 221	支出合計	124, 612

10 名古屋市名城庭球場（所在地：北区名城一丁目 3番 3号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部
- ・所 在 地：北区名城一丁目 3番 3号

(2) 主な指定管理業務

- ① 庭球場を一般の利用に供すること
- ② 庭球場の利用の許可に関すること
- ③ 庭球場の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	105,901人	80,832人	99,891人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 4月13日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金収入	14,988	管理運営費	69,427
その他	55,053	(人件費含む)	
収入合計	70,042	支出合計	69,427

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

総務関係（市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、監査事務局、人事委員会事務局及び市会事務局）（総務関係関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
市長室	秘書課、広報課	
総務局	総務課	
	行政部	行政改革推進室、法制課、デジタル改革推進課、市政資料館
	職員部	人事課、人材育成・コンプライアンス推進室、給与課、安全衛生課
	企画部	企画課、大都市・広域行政推進室、統計課
	総合調整部	総合調整室、アジア・アジアパラ競技大会推進室、空港対策室
	市立大学部	市立大学室
選挙管理委員会事務局		
区選挙管理委員会事務室 （中村区、港区、南区、天白区）		
監査事務局	監査第一課、監査第二課、特別監査室、工事監査室	
人事委員会事務局	審査課、任用課	
市会事務局	総務課、議事課、調査課	
区役所 （中村区、港区、南区、天白区）	区政部	総務課、地域力推進室
財政局	契約部	契約課

第3 監査の着眼点

- 1 ICTを活用した市政運営への取組が着実に推進されているか
- 2 公民連携のより一層の推進に向けた取組が着実に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 総合評価委員への謝金の支払遅延について（支出事務）

給与課では、職員情報システム最適化のための調査業務委託を実施しており、調査の品質確保を図ることを目的に、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素等を評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札が採用された。総合評価落札方式による入札にあたっては、中立かつ公平、公正な評価を行うため総合評価委員が選任され、本市職員以外の総合評価委員については、意見聴取に対し謝金を支給している。

総合評価委員への謝金の支払事務について調査したところ、令和 3年 3月及び 4月に実施された意見聴取に対する謝金について、2回分まとめて支出手続きが行われ過年度分と現年度分の支出が混在したため事務の確認に時間を要したこと及び支払事務の着手が遅れたことにより、総合評価委員へ謝金が支払われたのが令和 3年10月に入ってからとなっていた。

給与課においては、今後は、謝金を支払うべき事案が発生した場合には、その都度、遅滞なく支払事務に着手し、迅速かつ適切に謝金を支払うよう徹底されたい。
(給与課)

(2) 前渡金受領後の支払方法について（支出事務）

地方自治法によると、地方公共団体の支出の方法の特例として、資金前渡にすることができるとされており、名古屋市会計規則において投票及び開票に係る経費もその対象の一つとされている。

資金前渡とは、職員に現金支払をさせるため、あらかじめ概括的に資金を交付して、債権者に対し現金支払をすることにより円滑な事務事業を確保しようとする制度である。

南区選挙管理委員会事務室において、令和 3年度に執行された各選挙の支出事務について調査したところ、資金前渡により現金を受領したのち、当該現金で支払わず、職員個人のクレジットカードで支払を行っている事例が見受けられた。

職員個人のクレジットカードによる支払は、公金で支払うべき経費を個人で立て替えて支払っていることとなり、資金前渡の制度に沿った運用となっていなかった。南区選挙管理委員会事務室においては、職員に資金前渡の制度を理解させたうえで、交付された現金をもって支払を行うよう周知徹底されたい。

(南区選挙管理委員会事務室)

(3) 適正な見積書の徴取について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、委託契約にあつては予定価格が 100万円を超えない場合は、随意契約にすることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者か

から見積書を徴取しなければならないと定められている。また、「競争性のある契約の推進のために～随意契約ガイドライン～」では、契約の相手方を通じて複数の者の見積書を徴取するようなことは、決してあってはならないとされている。

南区選挙管理委員会事務室において、令和 3年度に執行された各選挙の公営ポスター掲示場の設置及び撤去の委託契約について調査したところ、いずれの契約においても契約の相手方を通じて他業者の見積書を徴取していたことが判明した。

契約の相手方を通じて他業者の見積書を徴取することが不適正な取扱いであることは、平成27年 5月15日に公表した南区選挙管理委員会事務室に対する監査結果においても指摘した。それを受け、監査委員に対し、個別に 2者以上から見積書を徴取するよう改善したという旨の通知があった。それにもかかわらず、今回の監査において同様の事例が見受けられたことは、南区選挙管理委員会事務室における契約事務に対する意識が再び低下していると言わざるを得ず、誠に遺憾である。適正に見積書を徴取するとともに、契約事務の適正な執行に対する意識の向上を図られたい。

(南区選挙管理委員会事務室)

第6 意見

1 デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進について

令和 2年12月に国が策定した「自治体D X推進計画」においては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、A I ^(注) 等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが自治体に求められており、重点取組事項として、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進等が掲げられている。

本市においては、令和 4年 3月に「名古屋市役所D X推進方針」が策定され、デジタル活用を前提にあらゆる市民サービスや市役所の業務を変革し、市民一人ひとりにより適した市民サービスを提供することが目指す姿として掲げられている。具体的な取組としては、令和 3年度に新しい電子申請システムを導入し、スマートフォン対応とするとともにクレジットカード決済を可能とするなど新たな機能を追加した。また、ペーパーレス化を進めるため令和 4年度に市役所庁舎に無線LAN環境を整備した。

こうした取組を行っているところであるが、「自治体D X推進計画」において特に国民の利便性向上に資するとされている子育てや介護関係などの31手続のオンライン化の実施状況についてみると、旧五大市（名古屋、横浜、京都、大阪、神戸）の中では下位に位置付けられる。このような状況を踏まえると、令和 5年 2月に策定された「名古屋市行政手続オンライン化計画」の目標の実現に向け、各局区室における行政手続のオンライン化の推進を支援するとともに、電子申請システムの機能改善などが求められる。

総務局においては、国や他都市の動向を注視しつつ、市全体のD X推進のけん引役として各局区室との調整を積極的に行うとともに、職員一人ひとりがD Xを理解し業務を変革していく意識を醸成することで、市民サービスの変革とあわせて市役所内部の変革も進められたい。

(注) Artificial Intelligence の略称。人間の知的な判断をコンピューターが行う技術で、大量のデータから規則性などを学習し、予測や判定を行う。

2 公民連携の推進について

公民連携は、民間のアイデアやノウハウを活用して、行政サービスの充実を図るものであるが、従来は、行政が事業の詳細を設定した上で行う、行政主導によるものが一般的であった。しかしながら、近年の自治体を取り巻く環境の変化に伴い、複雑化・多様化する社会課題や行政課題（以下「社会課題等」という。）に的確に対応するためには、行政と民間が対等な立場で対話を通じて連携し、社会課題等の解決を共に図っていくことも重要となっている。こうした公民連携の取組は全国の様々な自治体において進められているところである。

本市では、行政と民間の考え方の違いなどの相互理解を深めるため、令和 4年 8月に本市の全ての公民連携に関する基本的な考え方やプロセス等を示した指針を策定した。また、民間からの提案を一元的に受け付け、提案の実現をサポートする窓口を設置し、併せて本市の公民連携に関する情報を発信するポータルサイトを開設した。

公民連携の推進に向けたこうした取組は緒に就いたところであり、今後は先進的に取り組む他都市に遅れることなく、幅広い分野で公民連携を活用し、効率的・効果的・持続的に行政サービスを提供していくことが期待される。また、行政運営における手段の一つとして、公民連携が更に活用されるためには、本市職員が民間のアイデアやノウハウを取り入れ、積極的に民間企業等と連携して事業を進めていくという意識を持つことが必要である。

総務局においては、民間企業等と関係局の橋渡し役として、大きな時代の変化に対応すべく、行政と民間が「公共」を共に担い、新たな価値を共に創り上げるという成熟した公民連携の姿を目指し取組を推進されたい。

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

子ども青少年局（子ども青少年局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
子ども青少年局	総務課、企画経理課	
	子育て支援部	子育て支援課、子ども福祉課、児童福祉センター、西部児童相談所、西部地域療育センター
	保育部	保育企画室、保育運営課
	子ども未来企画部	子ども未来企画室、青少年家庭課、放課後事業推進室
区役所 （西区、中区、 中川区、緑区）	区政部	地域力推進室
	保健福祉センター福祉部	民生子ども課、福祉課、保険年金課
	支所	山田支所区民福祉課、富田支所区民福祉課、徳重支所区民福祉課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の子ども青少年局が所管する公の施設の指定管理者及び子ども青少年局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市千種児童館	社会福祉法人名古屋 市千種区社会福祉協 議会	令和 2年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	青少年家庭課
名古屋市白金児童館	こころん・ふりあん コンソーシアム		
名古屋市名東児童館	名東区社会福祉協議 会・さくらコンソー シアム		
名古屋市天白児童館	たすけあい名古屋・ 名古屋市天白区社会 福祉協議会コンソー シアム		
名古屋市とだがわこ どもランド	社会福祉法人名古屋 市社会福祉協議会	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 次世代育成支援に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (2) 委託事業及び補助事業が効率的かつ効果的に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、子ども青少年局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 債権管理について（収入事務）

ア 臨時特別給付金返還金について

本市では、令和 2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた子育て世帯への支援事業として、「子育て世帯への臨時特別給付金」及び「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付事業を実施している。また、給付後に支給対象外であったことが判明した場合は、返還請求を行うことになっている。

返還請求に係る債権管理については、名古屋市債権管理条例等で定めおり、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、書面により督促することとされている。また、督促状を発付しても納付がされないときには、文書等により催告を行うこととされており、債務者との交渉の経過については、債権管理台帳に記載することとされている。

上記給付金の返還金に係る債権管理について調査したところ、すべての債権について、返納通知書の発送以降、督促状の発付及びその後の催告を全く実施していなかった。また、一部の債権管理台帳については、債務者との交渉の記録として、返納通知書の発送の記載もされていなかった。

子ども未来企画室においては、督促状の発付及びその後の催告を実施するとともに、債務者との交渉の記録を債権管理台帳に記載し、適正な債権管理を行われたい。

（子ども未来企画室）

イ 民間保育所保育料について

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、区民生子ども課において民間保育所を利用する子どもの保護者から保育料を徴収している。

民間保育所保育料の債権は、滞納者の資力喪失等、滞納処分を執行するのが不適当な場合等において、滞納処分の執行を停止することができるとされている。さらに、資力が回復しないなどその執行の停止が 3年間継続したときは、納付義務が消滅するとされ、名古屋市会計規則に基づき不納欠損処分を実施することとなっている。

また、債権管理・回収の手引きによると、滞納処分の執行停止後は、少な

くとも年 1回は生活及び収入の状況を課税資料の取得や本人からの状況聴取等により把握することとされている。

民間保育所保育料の債権管理について調査したところ、中区及び中川区民生子ども課において、滞納処分の執行停止後、生活及び収入の状況について、一度も調査が実施されていなかった。また、執行停止期間満了により消滅した債権について、不納欠損処分が実施されていなかった。さらに、中川区においては執行停止期間中に消滅時効が完成した債権についても、不納欠損処分が実施されていなかった。

中区及び中川区民生子ども課においては、滞納処分の執行停止後、生活及び収入の状況について、適正に調査を実施されたい。また、不納欠損処分は、決算の正確性に関わる重要な手続であるため、債権が消滅した会計年度中に実施されたい。

(中区民生子ども課、中川区民生子ども課)

ウ 児童手当返還金について

本市では、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、支給要件に該当する者に対して児童手当を支給しており、手当支給後に所得額が変更されたこと等により、支給額が遡及して変更となった場合は、その過払い分について返還を求めている。

また、名古屋市債権管理条例等によると、債務者が無資力の状態にあるとき等、履行期限を延長する特約の要件に該当する場合は、債権金額を分割して履行期限を定めることができるとされている。

児童手当返還金の債権管理について調査したところ、緑区民生子ども課において、令和 3年10月に提出を受けた履行延期申請書を、履行延期の承認を行う子ども未来企画室へ送付した際に、分割納付の計画について再考指示があったが、1年以上対応がなされないまま未処理となっている事例が見受けられた。

また、債権関係書類について、同一債務者の書類がファイルの中で点在しており、担当者以外では書類の所在について把握し難い状況であった。

緑区民生子ども課においては、未処理となっている履行延期申請に係る事務について、速やかに債務者と分割納付の計画の見直しを含めた交渉を行わ

りたい。また、債権関係書類について、担当者の不在時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うためにも、債務者ごとにファイリングを行うなど管理方法を改められたい。

(緑区民生子ども課)

(2) どんぐりひろば遊具補修工事について（契約事務）

どんぐりひろば管理運営要綱によると、どんぐりひろばは、幼児のために安全な遊び場を確保し、健全な育成を図ることを目的として設置され、日常的な管理については、地域の管理団体、又は管理責任者及び賛同者（以下「管理責任者等」という。）が行うこととされている。なお、市長は遊具の安全性確保のために、毎年定期点検を行い、その結果を管理責任者等に通知することとしており、管理責任者等に意向確認を行った上で補修等の必要がある遊具について工事を実施している。

また、地方自治法等によると、地方公共団体が締結する契約は原則として一般競争入札（以下「入札」という。）によることとされ、随意契約を締結することができるのは予定価格が少額であるなど、例外的な場合に限られており、本市においては、工事請負契約については 250万円以下であれば随意契約を締結することができることとされている。

どんぐりひろば遊具補修工事について調査したところ、同一事業者と別個に随意契約が締結されており、それぞれの履行期間及び見積依頼事業者も同一であった。子育て支援課に確認したところ、一つの工事契約とした場合、予定価格が 250万円を超えるため、入札すべき案件ではあるが、入札を実施する期間を考慮すると、予定していた工期内に工事を終えることは困難であると判断し、地方自治法施行令に規定される少額の随意契約となるよう契約を分割したとのことであった。

当契約に係る事務手続については、例年と同様のスケジュールで進められていたが、これまで入札となる事例がなかったことから、入札を実施する期間が考慮されていなかった。

子育て支援課においては、入札すべき契約については、適正に入札を行われたい。また、どんぐりひろば遊具補修工事について、入札が必要となる可能性を踏まえ、必要な期間を設けたスケジュールを組むなど、法令を遵守した契約

を締結できるよう改められたい。

(子育て支援課)

(3) 委託契約に係る履行の確認と仕様書の記載について（契約事務）

地方自治法によると、普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。

検査については、地方自治法施行令等において、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

また、仕様書については、契約事務の手引きにおいて、業務内容は数量等必要な条件をわかりやすく、かつ、明確に記載することとされている。

委託契約の事務手続について調査したところ、児童福祉センター中央児童相談所において、以下のような事例が見受けられた。

ア 契約書に定める事業実施報告書が未提出で、検査調書も作成されていなかったもの

名古屋市児童虐待相談等法律問題援助事業業務委託契約において、3か月分の委託業務の履行が完了したときに受託者が提出しなければならないとされている事業実施報告書の様式が定められておらず、契約締結後一度も提出されていなかった。また、名古屋市契約規則において、契約金額が100万円以上であるときに作成しなければならないとされている検査調書が作成されていなかった。

イ 仕様書に明確な業務内容が記載されておらず、請書に定める実績報告を受けていなかったもの

里親養育包括支援機関及び里親制度の普及啓発用品に係る作製業務委託の仕様書には、必要な条件の記載がなく、業務内容が明確に記載されていなかった。また、請書には、業務が完了したときは実績報告を行うとされているが、実績報告を受けていなかった。

児童福祉センター中央児童相談所においては、契約書等に基づく提出書類を受託者から求め、アについては検査調書を作成し、適正な履行の確認を行われたい。さらに、イについて、業務の履行は仕様書等に基づき行われるものであり、必要な条件をわかりやすく、かつ、明確に記載する必要があることから、

契約関係書類の適正な作成を徹底されたい。

(児童福祉センター)

(4) 名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託契約について（契約事務）

本市では、若者等の職業的自立を効果的に支援するため、就労に向けた活動の支援や社会体験機会の提供等を行う名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業を委託により実施している。

契約約款及び仕様書によると、本事業の委託料については、毎月の概算払いとされ、委託業務完了後、精算報告書に基づいて精算を行うこととし、残金が生じた場合は市が定めた期限までに市へ返還することとされている。

令和元年度から令和 3年度までの当該委託契約について調査したところ、受託者はすべて同一事業者であり、契約金額等は次表のとおりで、毎年 500万円程度の返納金が発生している状態であった。

表 過去 3年の契約実績

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
契約金額	17,883,485円	17,883,921円	17,883,921円
精算金額	12,830,354円	13,146,535円	12,391,342円
返納金額	5,053,131円	4,737,386円	5,492,579円

また、令和 3年度の返納金の内訳を確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあるとは考えられるが、決算額が予算額に対して大幅に減額となっている項目が複数見受けられた。

青少年家庭課に確認したところ、事業の参加者数の増減等によって経費に変動があることを踏まえ、契約金額を決定しているとのことであるが、返納金は不用額として計上されることになる。

青少年家庭課においては、契約金額を決定する際には、実績と大幅にかい離することのないよう過去の実績を考慮するなど十分な検討を行い、不用額の圧縮を図ることで、より適切な予算執行に努められたい。

(青少年家庭課)

(5) 営業用乗用自動車乗車券の管理について（行政運営事務）

子ども青少年局では、営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用について、子ども青少年局営業用乗用自動車の利用要項を定めており、タクシーを利用しようとする者は、利用予定日等を記載したタクシーチケット出納簿（以下「出納簿」という。）により、所属長の許可を得た上でタクシーチケットの交付を受け、利用しなかったときは速やかに所属長に返還しなければならないとされている。

タクシーチケットの取扱いについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 利用しなかったタクシーチケットが返還されないまま、所在不明となっていたもの（子ども福祉課、保育運営課）

イ タクシーチケットの交付の際に、利用予定日や用途、乗車区間が出納簿に全く記載されていなかったもの

（子ども福祉課、保育企画室、保育運営課、子ども未来企画室、青少年家庭課）

ウ タクシーチケットの交付の際に、出納簿による所属長の許可を受けていなかったもの（保育企画室、子ども未来企画室）

エ 交付を受けてから利用まで 2週間以上、タクシーチケットを職員が保有し続けていたもの（保育運営課）

タクシーチケットは、利用金額の上限がなく、タクシーチケットに基づき利用料の請求を受けることから、金券に準じた厳正な取扱いが必要であると考えられる。職員が長期間にわたって保有し続けることは、紛失につながり、不正利用されるリスクがあることから、タクシーチケットの管理としては不適切である。

子ども福祉課、保育企画室、保育運営課、子ども未来企画室及び青少年家庭課においては、タクシーチケットの適正な管理を徹底されたい。

事務を所管する総務課においては、タクシーチケットが所在不明となっていた所属が複数あったことから、出納簿による許可やタクシーチケットを利用しなかった場合の速やかな返還など利用手続について、各所属に対し指導された。（総務課）

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、所管局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 名古屋市とだがわこどもランドの使用料の減免について（収入事務）

名古屋市とだがわこどもランド条例及び名古屋市とだがわこどもランド条例施行細則（以下「条例等」という。）によると、名古屋市とだがわこどもランド内の一部の施設について、児童の健全な育成以外の目的で専用して使用させるときは、指定管理者が、使用の許可を行っている。また、使用者が目的外使用の許可を受けた場合には、使用料を納付しなければならないとされているが、市長が特別な事由があると認めたときは、その使用料を減免することができる」とされている。

名古屋市とだがわこどもランドにおける施設の使用許可及び使用料の徴収状況について調査したところ、目的外使用を許可する場合に、条例等の規定に加え、指定管理者の内規により、公共団体や地域団体、障害者施設等が使用する際にも、使用料の全額を減免する取扱いを行っていた。青少年家庭課に確認したところ、この取扱いを承知しているとのことであるが、そのことを証する書面は確認できず、明文化された規程等はなかった。この場合、指定管理者が変更となった場合に、減免に関する取扱いが引き継がれないおそれがある。

(子ども青少年局関係分)

青少年家庭課においては、使用料の減免に関して規程等を整理し、その旨を指定管理者へ通知されたい。

(青少年家庭課)

(2) 名古屋市児童館におけるボランティア派遣について（支出事務）

本市では、市内の児童館や子ども会等の主催する事業において、ボランティアの派遣を依頼する場合は、派遣費用として 1人 1日につき、900円をボランティアへ支給している。名古屋市児童館におけるボランティア派遣実施要綱によると、児童館事業のためにボランティアの派遣を依頼するときは、児童館長が、ボランティアサークル代表者あてにボランティア派遣依頼書を送付し、また、派遣が終了したときは、その代表者が、派遣の属する月の末日までに、ボランティア派遣実施報告書を児童館長に提出するものとされている。

なお、ボランティア派遣費用に係る指定管理料は、概算払いとされ、毎年度末に事業報告及び精算を行い、不用額が生じた場合は本市に返納するものである。

ボランティア派遣について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 児童館事業へのボランティア派遣を依頼するときに、ボランティア派遣依頼書を作成していなかったもの

(社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会【名古屋市千種児童館】)

イ 児童館事業へのボランティア派遣について、ボランティア派遣実施報告書の提出を受けていなかったもの

(名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム【名古屋市名東児童館】)

ウ 派遣費用を過払いしていたもの

(名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム【名古屋市名東児童館】、
たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】)

(指定管理者分)

ボランティア派遣依頼書及び実施報告書は、派遣費用を支給する上で、支出の証拠書類として大変重要な資料である。

社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会においては、ボランティア派遣依頼書の作成を、また、名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアムにおいては、ボランティア派遣実施報告書の収受を徹底されたい。

名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム及びたすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアムにおいては、過払いとなっている派遣費用について、ボランティアに返還を求め、概算払いで精算を行った指定管理料について本市に返納されたい。

(3) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

ア 貸付備品の使用状況の検査について

名古屋市会計規則等によると、物品管理者は、使用中の備品（閲覧用の図書を除く。）については、財務会計総合システム上の備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにすることとされている。

本市は施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けており、貸付備品の管理に関する事務取扱要項（以下「貸付備品要項」という。）によると、指定管理者は、貸付備品の使用状況について毎年 1回検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。また、指定管理者が不用備品を廃棄するときは、写真その他の証拠を添えた証明書を提出させること等により、廃棄したことを確認することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、すべての監査対象施設において、使用状況についての毎年 1回の検査が徹底されておらず、一部の監査対象施設において、備品小票の未貼付や備品台帳への登録誤りなど備品の管理が不適切な事例が散見された。

また、名古屋市名東児童館においては、令和 3年度に廃棄した不用備品について、青少年家庭課に証明書の提出等を行っていなかった。

（指定管理者分）

各指定管理者においては、不適切な事例については是正するとともに、貸付備品要項に定める貸付備品の使用状況についての毎年 1回の検査を徹底されたい。また、名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアムにおいては、不用備品を廃棄する際は、青少年家庭課に証明書を提出するなど適正な手続を

行われたい。

(社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会【名古屋市千種児童館】、
こころん・ふりあんコンソーシアム【名古屋市白金児童館】、名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム【名古屋市名東児童館】、たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会【名古屋市とだがわこどもランド】)

(子ども青少年局関係分)

青少年家庭課においては、不適切な事例については是正するとともに、貸付備品の使用状況についての毎年 1 回の検査及びその結果報告に関して、指定管理者への指導を徹底されたい。また、指定管理者が廃棄を行った不用備品については、証明書の提出を求めるなど、廃棄したことの確認を確実に行われたい。

(青少年家庭課)

イ 指定管理者が購入した備品の帰属について

指定管理者制度の運用に関する指針によると、市と指定管理者が締結する基本協定書には、指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担その他備品に関してあらかじめ定めておく必要がある事項の取扱いを明記することとされている。

各児童館の管理業務に関する基本協定書及び仕様書並びに名古屋市とだがわこどもランドの管理業務に関する基本協定書及び仕様書には、指定管理者が購入した備品の帰属について、現にある備品に代えて購入する場合は、現にある備品を廃棄すると同時に購入した備品を本市に寄附するものとし、それ以外の場合は、指定期間終了時に指定管理者が引き取るか、本市に寄附するかを協議すると定められている。

指定管理者が購入した備品の帰属の認識について調査したところ、一部の指定管理者において、「現にある備品に代えて購入する場合」以外の場合について、購入の時点で本市に帰属するものと認識していた。また、青少年家庭課においては、協定書及び仕様書どおりの認識でいたが、指定管理者が指定期間中に購入した備品について把握を行っていないことから、指定期間終

了時に備品の帰属について協議することが困難な状態となっていた。

（子ども青少年局関係分）

青少年家庭課においては、指定管理者と備品の帰属に関する認識を再確認し、実情に応じて規程を見直すなど、備品の適切な管理を徹底されたい。

（青少年家庭課）

（4）事業報告書の作成について（その他事務）

各児童館の管理業務に関する基本協定書及び仕様書並びに名古屋市とだがわこどもランドの管理業務に関する基本協定書及び仕様書（以下「協定書等」という。）によると、指定管理者は、毎年度の終了後に、業務の実施状況や経費の収支状況等を記載した事業報告書及び収支報告書を本市に提出することとされている。

事業報告書等について調査したところ、収支報告書の金額を誤って計上している事例が複数の監査対象施設で見受けられた。

特に、名古屋市千種児童館においては、指定管理者が本市から受託している別事業の収入や経費を計上しているものなど、収入及び支出の執行額について多数の誤りが判明し、その結果、収支状況について、約 450万円の赤字と報告していたが、正しくは約 200万円の黒字であった。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、今後の指定管理者を選定する際の指定管理料を算出するための根拠資料としても不可欠であることから、正確に作成される必要がある。

（指定管理者分）

社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会及び社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会においては、令和 3年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。特に、社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会においては、事業報告書の重要性を認識し、組織におけるチェック体制の強化を図られたい。

（社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会【名古屋市千種児童館】、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会【名古屋市とだがわこどもランド】）

（子ども青少年局関係分）

青少年家庭課においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。（青少年家庭課）

(5) 施設の安全管理について（その他事務）

ア ボランティア室の管理について

市内の児童館においては、児童館事業や子ども会等の地域活動に協力する子ども会ボランティアのために、敷地内に専用のボランティア室を確保し、子ども会ボランティアが自由に出入りできる取扱いとされている。また、児童館は、ボランティア室の適切な使用につき必要な指導を行うこととされている。

ボランティア室について調査したところ、名古屋市天白児童館においては、ボランティア活動などで使用する物品等が乱雑に置かれており、防火上及び衛生上、不適切な状況であった。

（指定管理者分）

たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアムにおいては、ボランティア室の適切な使用について、他の児童館設備と同様に、安全・衛生管理の観点から、子ども会ボランティアとの連携を密にし、必要な指導を行われたい。

（たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】）

なお、青少年家庭課においては、指定管理者が、子ども会ボランティアに対して、必要な指導を行い、適切な管理状況となったことを確認しており、必要な措置が講じられた。

イ 施設避難口の管理について

火災予防条例によると、児童館の避難口その他避難のために使用する戸は、非常時に自動的に解錠できる機能を有する場合等を除き、開館時間内は施錠しないこととされている。

施設避難口について調査したところ、名古屋市天白児童館においては、非

常階段の戸が外側から南京錠で施錠されており、非常時に自動解錠される機能等も設けられていなかった。また、この状況について青少年家庭課は把握していなかった。

（指定管理者分）

たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアムにおいては、非常時には利用者などを安全、迅速に屋外へ避難させるために、その経路を確保することが極めて重要な役割を果たすことから、青少年家庭課と協議の上、開館時間内は避難口を解錠する等、適切な状態になるよう速やかに対応されたい。

（たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】）

（子ども青少年局関係分）

青少年家庭課においては、名古屋市天白児童館を含め他の児童館の避難経路の状況を把握し、必要に応じ適切に指導されたい。 （青少年家庭課）

第6 意見

社会的養育の推進について

令和 3年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国では過去最多を更新しており、本市においては過去最多であった令和元年度の 3,892件から微減しているものの、3,735件と10年前の平成23年度と比較すると 3倍超の件数に増加している。こうした状況を踏まえ、虐待を受けた児童への支援を始めとした児童虐待防止対策の一層の強化を図ることはもとより、すべての児童が心身ともに健やかに成長し、その自立が図られるよう、児童や家庭への支援を行う社会的養育の充実を図ることが求められている。

国においては、平成28年に児童福祉法の改正が行われ、児童虐待について発生日予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、家庭と同様の環境における養育の推進や国・地方公共団体のそれぞれの役割・責務など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童相談所の体制の強化や里親委託の推進等の措置を講ずることとされた。また、平成29年には、児童福祉法の理念を具体化するため「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

本市ではこうした状況を踏まえ、令和 2年 3月に「名古屋市社会的養育推進計画」を策定し、里親等への委託の推進や自立支援の充実に向けた取組を推進している。具体的には、児童相談所の体制強化を図るとともに、里親の募集や研修、児童とのマッチング、委託中の訪問支援など包括的な里親への支援業務を民間団体に委託する「里親養育包括支援機関モデル事業」を実施し、本格実施に向けた検討を進めている。また、施設入所期間中から退所後のアフターケアを支援する自立支援担当職員の配置や、児童養護施設等を退所して就労する児童等に対して住居を提供し、社会的自立を支援する本市独自の「社会的養育ステップハウス事業」にも取り組んでいるところである。

社会的養育の取組については、令和 4年に児童福祉法が改正され、令和 6年 4月 1日から、里親養育に対する包括的な支援を行う里親支援センターが新たに児童福祉施設として位置づけられることや、児童養護施設等を退所して就職する児童等を対象とする児童自立生活援助事業について、最長22歳までとされている対

象者の年齢要件等を弾力化することなどが予定されている。こうした状況に対応するため、本市では、児童養護施設などとの連携をさらに深めていくことが不可欠である。

その際には、児童相談所等の職員の超過勤務の状況に留意し、業務量に応じた人員配置や、他都市における先進的な取組を参考に業務の効率化を図ることなどが必要であると考えられる。

子ども青少年局においては、こうした点に十分留意しつつ、児童養護施設などと共に必要な事業を着実に進め、社会的養育を必要とする児童に寄り添った支援の充実に引き続き取り組まれない。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市千種児童館（所在地：千種区振甫町 3丁目34番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会
- ・所 在 地：千種区西崎町 2丁目 4番地の 1

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	51,050人	33,028人	42,376人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	38,724	管理運営費	43,590
その他	6,823	（人件費含む）	
収入合計	45,548	支出合計	43,590

2 名古屋市白金児童館（所在地：昭和区白金一丁目20番24号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：こころん・ふりあんコンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：昭和区御器所三丁目18番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	39,387人	16,224人	21,456人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	37,759	管理運営費	42,109
その他	5,891	（人件費含む）	
収入合計	43,651	支出合計	42,109

3 名古屋市名東児童館（所在地：名東区亀の井二丁目 201番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム
- ・代表者名称：社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：名東区上社一丁目 802番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	50,037	26,795人	32,329人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	37,165	管理運営費	42,307
その他	7,382	（人件費含む）	
収入合計	44,548	支出合計	42,307

4 名古屋市天白児童館（所在地：天白区池場五丁目1801番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム
- ・代表者名称：社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：天白区原一丁目 301番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	28,988人	6,363人	9,849人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	34,042	管理運営費	35,862
その他	5,029	（人件費含む）	
収入合計	39,071	支出合計	35,862

5 名古屋市とだがわこどもランド（所在地：港区春田野一丁目3616番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：北区清水四丁目17番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ①名古屋市とだがわこどもランドの施設の供用等の事業の実施に関する事
- ②名古屋市とだがわこどもランドの施設の使用の許可に関する事
- ③名古屋市とだがわこどもランドの施設の使用料の徴収に関する事
- ④名古屋市とだがわこどもランドの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
入場者数	542, 090人	395, 670人	432, 470人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	138, 431	管理運営費	144, 853
その他	6, 422	（人件費含む）	
収入合計	144, 853	支出合計	144, 853

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所（遺留金品及び預り金の管理等に係る事務に限る。対象とした事務を担当するスポーツ市民局及び健康福祉局の課を含む。）の事務について、次表の課を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 名
区役所 (千種区、東区、北区、西区、 中村区、中区、昭和区、瑞穂区、 熱田区、中川区、港区、南区、 守山区、緑区、名東区、天白区)	総務課、民生子ども課、福祉課、支所区民福祉課
スポーツ市民局	区政課
健康福祉局	介護保険課、保護課

なお、区役所では、以下の遺留金品及び預り金の管理を行っている。

区 分	区 担 当 課
身元明確なるも引取者のない遺体に係る 遺留金品	総務課
生活保護に係る預り金	民生子ども課、支所区民福祉課
生活保護に係る遺留金品	民生子ども課、支所区民福祉課
老人福祉施設の入所者に係る遺留金品	福祉課、支所区民福祉課

第3 監査の着眼点

- 1 遺留金品及び預り金の管理は適正に行われているか
- 2 葬儀の執行に向けた手続が遅滞なく行われているか
- 3 管理の体制及び仕組みは適切か

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、区役所の対象課で処理している事務のうち、主として令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された遺留金品及び預り金の管理等に係る事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。また、必要に応じて、対象事務を担当するスポーツ市民局及び健康福祉局の課への質問などを行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留金品

(1) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留金の管理について（行政運営事務）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）によると、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したときは、死亡地の市町村長が埋葬又は火葬を行うこととされ、遺留金品については市町村が保管することとされている。

墓地埋葬法に定める遺留金品を確認し保管する場合には、区総務課は、「身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、確認した遺留金品の内容等を記載した遺留金品引継書、現場確認書等（以下「引継書等」という。）を証拠書類として残し、このうち遺留金につ

いては、歳入歳出外現金として受け入れ、相続人に引き継ぐ場合や葬儀費用の支払いに充当する場合等に歳入歳出外現金から払い出すこととされている。

遺留金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 平成26年度に発生した引取者のない遺体について、当時作成された引継書等によると 2円の遺留金があるが、歳入歳出外現金として受け入れられた形跡がなく、所在不明となっているとのことであった。 (東区総務課)

イ 相続人に引き継ぐこととなった遺留金 191円について、令和 4年 4月に相続人から請求書の提出を受けたものの、払出の処理がされずに歳入歳出外現金に残っていた。 (中村区総務課)

ウ 平成26年度に葬儀を執行し、遺留金と市費で葬儀費用を支払った引取者のない遺体について、本来市費に優先して葬儀費用に充当されるべきであった遺留金の一部である 886円が処理されずに歳入歳出外現金に残っていた。 (名東区総務課)

東区総務課においては、所在不明の遺留金について調査を行うとともに、遺留金の管理を厳正に行われたい。中村区及び名東区総務課においては、処理されずに残っている遺留金について速やかに処理を行われたい。

なお、これらの遺留金について、東区総務課においては調査の結果所在が確認できなかったため職員による補填が行われ、中村区総務課においては相続人へ払い出す処理が行われ、また、名東区総務課においては本市の歳入に振り替える処理が行われたことで、必要な措置が講じられた。

2 生活保護に係る預り金

(1) 生活保護に係る預り金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課では、生活保護費の返還金、徴収金及び戻入金（以下「返還金等」という。）について社会福祉事務所長（区長）が必要と認めた場合には、納入通知書の交付手続が完了するまでの間、生活保護受給者等から一時的に現金を預かることがある。この預り金の取扱いについては、各区で定める生活保護費等預り金管理規程（以下「預り金管理規程」という。）によると、預かった現金は預り金保管台帳に記入し、その後の保管や払出等の管理を行うととも

に、3日以内に事務手続を完了する見込みがある場合を除き、統括管理者（民生子ども課長）名義の預金口座に一旦預け入れ、原則、保管してから概ね1週間以内に返還処理等の事務手続を完了することとされている。

また、預り金の保管状況について、出納責任者（民生子ども係長）及び事務責任者（保護係長、主査）は、毎月1回以上、定期的に預り金保管台帳、金庫内の現金及び預金口座の通帳に関し査閲を行い、預り金保管一覧により統括管理者に報告を行うとともに、毎年度9月及び3月には、統括管理者も金庫内の現金の確認や関係書類の照合を行うこととされている。

預り金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 生活保護費の返還金等の一部として令和2年12月に預かった現金3,000円について、令和3年9月の所属内での金庫の点検により発見されるまで、統括管理者名義の預金口座への預入れを行っておらず、現金のまま保管していた。また、令和4年10月に返還処理の事務手続が完了するまで、預り金保管台帳を作成していなかった。（中川区民生子ども課）

イ 保管しているにもかかわらず預り金保管一覧に記載がない現金があり、預り金保管状況の査閲が適正に行われていなかった。さらに、中川区民生子ども課においては、毎年度9月及び3月の統括管理者による金庫内の現金の確認や関係書類の照合についても実施していないとのことであった。

（東区民生子ども課、中区民生子ども課、中川区民生子ども課）

ウ 生活保護費の返還金等として預かった現金について、本市への返還処理が行われるまで数か月以上の時間を要している事例が複数見受けられた。いずれも既に返還処理は完了しているものの、処理が完了するまで最も長いもので約1年5か月が経過している事例もあった。（天白区民生子ども課）

東区、中区及び中川区民生子ども課においては、預り金管理規程に基づき、預り金の管理を厳正に行われたい。

とりわけ、中川区民生子ども課においては、預り金は組織として管理するものであるということを十分に認識した上で、現金を預かった際には、速やかに預り金保管台帳に記入し、統括管理者名義の預金口座への預入れを行うとともに、預り金の保管状況に係る査閲を確実に行われたい。

また、天白区民生子ども課においては、預り金を速やかに処理するよう徹底されたい。

3 生活保護に係る遺留金品

(1) 生活保護に係る遺留金品の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法（昭和25年法律第 144号）に定める遺留金品を確認し管理を開始する場合には、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程（以下「遺留金品取扱規程」という。）に基づき、確認した遺留金品の内容等を記載した現場確認書及び遺留金品確認書等（以下「現場確認書等」という。）を証拠書類として作成するとともに、生活保護受給者ごとに作成する遺留金品整理簿に、現場確認書等の写しを添付して民生子ども課長又は区民福祉課長（以下「民生子ども課長等」という。）までの決裁を取り、以後処理経過を記載することとされている。

遺留金を保管する場合には、歳入歳出外現金として受け入れることが原則であるが、その処分に当たって相続人等の調査を行う必要がない時には歳入歳出外現金によらずに保管することができ、この場合は、3日以内に事務手続を完了する見込みがなければ保管用に設けた金融機関の預金口座に預け入れることとされている。

また、遺留金品の保管状況について、民生子ども係長又は保護・子ども係長は、毎月 1回以上、定期的に遺留金品整理簿、金庫内の現金、預金口座の通帳及び遺留品に関し査閲を行い、遺留金品保管一覧により民生子ども課長等に報告を行うとともに、毎年度 9月及び 3月には、民生子ども課長等も、金庫内の現金の確認や関係書類の照合を行うこととされている。

遺留金品の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 現場確認書等が適正に作成されていないもの

親族から遺留金品の引継ぎを受けた際に、現場確認書等を作成していないものが見受けられた。（中川区民生子ども課、天白区民生子ども課）

イ 遺留金品整理簿が適正に作成されていないもの

(ア) 遺留金品整理簿を遺留金品の管理を行うこととなった際に作成せず、一

連の処理が完結した後に作成しているものが多数見受けられた。

(中川区民生子ども課)

- (イ) 遺留金を処理したにもかかわらず、遺留金品整理簿への処理経過の記載及び民生子ども課長までの決裁が行われていないものが見受けられた。

(西区民生子ども課、中川区民生子ども課、南区民生子ども課、緑区民生子ども課)

- (ウ) 遺留金品の処理が完結した生活保護受給者について、新たに遺留金があることが判明したにもかかわらず、当該遺留金について遺留金品整理簿を作成していないものがあった。

(中川区民生子ども課)

ウ 遺留金の歳入歳出外現金への受入等が適正に行われていないもの

3日以内に事務手続を完了する見込みがないにもかかわらず、速やかに歳入歳出外現金への受入又は金融機関の預金口座への預入れを行っていない遺留金が多数見受けられ、この中には約 110万円が約 1か月の間現金で保管されていたものもあった。

(西区民生子ども課)

エ 遺留金品の保管状況の査閲が適正に行われていないもの

- (ア) 金庫や預金口座で保管している遺留金について、遺留金品保管一覧^(注)に記載がないなど、監査の中で確認した遺留金品保管一覧について全ての月で誤りが見受けられ、遺留金品の保管状況の査閲が適正に行われていなかった。また、毎年度 9月及び 3月の民生子ども課長による金庫内の現金の確認や関係書類の照合も実施していないとのことであった。

(中川区民生子ども課)

(注) 遺留金品保管一覧は令和 4年 4月 1日の遺留金品取扱規程の改正で設けられた様式であり、令和 3年度については、預り金保管一覧の様式を用いていた。

- (イ) 金庫で保管している遺留金について、遺留金品保管一覧に記載がないものがあり、査閲が適正に行われていなかった。

(瑞穂区民生子ども課、志段味支所区民福祉課)

- (ウ) 令和 4年度から遺留金に加えて遺留品が査閲の対象に加わったが、遺留品の査閲を行っていなかった。

(瑞穂区民生子ども課)

オ 遺留金が一時的に把握されていなかったもの

遺留金品を担当者が受け取った後、遺留金品整理簿を速やかに作成せず、

鍵付きの書庫に保管するなどしていたため、1か月程度組織としての把握がされていない遺留金があった。そのため、遺留金の歳入歳出外現金への受入等も速やかに行われず、遺留金品の保管状況の査閲の対象からも漏れていた。

(中区民生子ども課、昭和区民生子ども課)

カ 遺留金の残高が不足していたもの

遺留金保管用に設けた預金口座の通帳や遺留金品整理簿等を照合したところ、令和3年9月に誤って相続人に8万円多く遺留金を引き渡したことにより、帳簿上の残高に比して、通帳内の残高が8万円不足していた。

(中川区民生子ども課)

各所属においては、遺留金品は組織として管理するものであることを十分に認識した上で、遺留金品整理簿を適正に作成するとともに、遺留金の歳入歳出外現金への受入等を速やかに行い、遺留金品の保管状況の査閲を確実に行うなど、遺留金品取扱規程に基づく遺留金品の管理を厳正に行われたい。

なお、中川区民生子ども課においては、カの事例については、誤って引き渡した遺留金の返還を受け、必要な措置が講じられた。

(2) 生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について（行政運営事務）

生活保護法に基づく葬祭扶助を行う場合には、死者の遺留金品をその費用に充当することができることとされている。この中には金融機関の預金も含まれ、遺留金品取扱規程において、死者に戸籍上相続人が存在しない場合又は相続放棄等により戸籍上最終順位の相続人はいるが相続資格がない場合（以下「相続人が存在しない場合」という。）で、金融機関の預金があるときは、当該預金の払戻手続をして葬祭費用に充当することとされている。

預金の払戻手続について調査したところ、相続人が存在しない場合で、遺留品に預金通帳があるにもかかわらず、払戻の可否について検討や調査をしていない事例が見受けられた。

西区、瑞穂区及び中川区民生子ども課においては、遺留金品取扱規程に基づき、相続人が存在しない場合には、確実に預金の払戻について検討や調査を行い、払戻可能な場合には手続を行って葬祭費用に充当されたい。

(西区民生子ども課、瑞穂区民生子ども課、中川区民生子ども課)

(3) 生活保護に係る葬祭費用の葬祭事業者への支払について（支出事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、単身世帯の生活保護受給者が死亡し、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合には、生活保護法に基づいて葬祭扶助を適用し、葬祭費用を支払っている。この際、死者の遺留金品については葬祭費用に充当できることから、その金額を確定させて葬祭費用に充当するとともに、なお不足する分については、生活保護の葬祭扶助費として支出している。そのため、葬祭事業者による葬祭費用の請求行為は、区役所からの、遺留金品の充当額と生活保護の葬祭扶助費により支払う額の内訳が確定した旨の連絡を待って行われているのが実情である。

葬祭費用の支払事務について調査したところ、遺留金品の充当額の確定や葬祭事業者への連絡が遅れた結果、葬祭執行から葬祭費用の支払が完了するまで長期間を要している事例が見受けられ、楠支所区民福祉課においては約 1年 5 か月を要している事例、天白区民生子ども課においては最も長いもので約 1年 2か月を要しているなど複数の事例があった。

楠支所区民福祉課及び天白区民生子ども課においては、事務遅滞による支払遅延は行政に対する信用を損なうものであり、事務の進捗管理を徹底するとともに、遺留金品の充当額の確定や葬祭事業者への連絡を速やかに行い、葬祭費用の支払を滞りなく行われたい。（楠支所区民福祉課、天白区民生子ども課）

第6 意見

1 生活保護に係る遺留金品及び預り金の管理について

今回の監査では、生活保護に係る遺留金品及び預り金について、適正に管理されていた所属がある一方、是正改善を要する指摘事項が多数見受けられた所属もあった。この事務については、多くの所属が内部統制制度の取組リスクとして掲げているものであるが、監査の結果を見る限りその取組が十分に浸透しているとは言えず、指摘事項の中には、管理の基礎となる帳簿が適正に整備されていない事例や現金を金庫に長期間保管している事例など、過去の監査で繰り返し指摘されている事例も散見された。とりわけ中川区においては、帳簿の事後作成、査閲の形骸化、処理誤りによる遺留金残高の一時的な不足など指摘事項が多数見受けられた。これらの指摘事項は、事務処理の目的を意識できておらず、組織的なチェックの仕組みが十分に機能していないことから発生したものと考えられる。

令和 4年 6月に、西区役所における遺留金の横領事例が公表されているが、このようにひとたび不正が起きると、市民からの行政に対する信用を損なうこととなる。

指摘を受けた各区においては、遺留金品や預り金の管理にあたって事務処理誤りや不正を起こさないよう、職員一人ひとりに事務処理の目的を十分に浸透させるとともに、内部統制制度の取組を含めた組織的なチェックの仕組みが確実に機能しているか定期的に点検を行うなど、管理を徹底することにより事務処理誤り等の未然防止を図られたい。

当該事務を担当する健康福祉局においては、毎年各区に対して実施している生活保護法施行事務に係る監査の機会を活用し適宜各区の実情を把握しながら必要な指導を行うとともに、事務研修や会議等の場を通じて注意喚起を図るなど、適正な事務執行の確保に努められたい。

2 身元明確なるも引取者のない遺体に係る事務について

引取者のない遺体に係る事務については、令和 4年 2月18日に公表した区役所及びスポーツ市民局に対する監査結果において、葬儀が長期間にわたって執行されていないものが見受けられたことから、勧告又は指摘を行った。これを受け、当該事務を担当するスポーツ市民局が令和 4年 7月に手引きの改正を行い、引取者のない遺体が発生した旨の通報から 1か月以内を目安に相続人への意向確認を実施し火葬を実施するという期限の設定や、新たな進捗管理表の導入といった再発防止策がとられた。その結果、葬儀の執行までの処理期間としては改善が見られたものの、改正後の手引きの運用が始まってまだ間もなく、戸籍調査や相続人の意向確認等に時間を要するなどやむを得ない事情で目安どおりに処理ができない事案も見られることから、今後の運用状況については引き続き注視していく必要があると考えられる。

スポーツ市民局においては、手引きの運用上の課題等について各区からの意見も聴きながら、必要に応じて事務処理方法等を見直すなど、今後も手引きに基づく円滑な事務処理の徹底及び定着に取り組まれない。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

上下水道局（工事）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 工事の各段階における履行確認や適正な施工管理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 9月 5日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査では、上下水道局における令和 2年10月 1日から令和 4年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,795	107	3.8	204,794	23,152	11.3
委託	2,124	22	1.0	24,292	442	1.8

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

高さ 2メートル以上の開口部等からの墜落防止措置について（施工）

労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが 2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないと定められており、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないと定められている。

また、作業床を設けることが困難なとき及び囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具^(注)を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。

工事写真及び報告書を確認したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 「中村区橋下町地内始め2箇所下水人孔改造工事」では、大型鉄蓋が設置されている既存マンホールを一部撤去し、直径 600ミリメートルの鉄蓋を設置する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、高さ 2メートル以上の開口部で作業を行っていたが、囲い等を設けておらず、また、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。



開口部の深さ
H= 4.0 m

作業状況

イ 「堀留水处理センター旧施設撤去工事（その2）」では、地下構造物等を撤去する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、高さ 2メートル以上となる箇所や開口部において撤去構造物の事前調査作業を行っていたが、囲い等を設けておらず、また、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。



開口部の深さ
H= 2.2 m

作業状況

ウ 「犬山系導水路橋梁点検調査業務委託」では、犬山系導水路をパトロールするために必要な大山川（橋梁）の点検を行っていた。橋梁の桁下点検の報告書を確認したところ高さ 2メートル以上の作業床を設けることが困難な箇所ではしごを使用して点検作業を行っていたが、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。



作業高さ
H= 2.4 m

作業状況

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導されたい。

(建設工事事務所、北部管路センター、春日井浄水場)

(注) 要求性能墜落制止用器具

墜落による危険のおそれに応じた性能を有する安全帯。

第6 意見

安全に留意した工事監理について

本市の上下水道事業は、令和 4年度に下水道の供用開始から 110年、また、令和 6年度には水道の給水開始から 110年を迎え、これまで 100年以上にわたり、ライフラインとして市民生活や社会活動を支えるとともに、健全な水環境の創出や大雨による浸水被害から市民の生命・財産を守る取り組みを進めてきた。近年、ますます激甚化する気象災害や施設の老朽化等の課題に対応し、引き続き市民生活や社会活動を支え続けていくためには、施設の計画的な改築・更新や適切な維持管理により施設全体の健全度を保っていく必要があり、これらを円滑に進めるためには、適切な安全管理を行い、現場での事故等の未然防止に努めなければならない。

今回の監査結果では、高さ 2メートル以上の高所となる場所での作業において、要求性能墜落制止用器具を使用させるなど、労働安全衛生規則における労働者の危険を防止するための措置が講じられておらず、安全管理が不適切な事例が見受けられた。厚生労働省の労働災害発生状況の統計データによれば、全産業のうち、建設業における労働災害の死亡者数は、ここ数年トップが続いており、その発生状況の事故の型別では、墜落・転落による事故が約 4割を占め、崩壊・倒壊などに比して突出した結果となっている。ひとたび、不適切な安全管理に起因する事故が発生すれば、尊い人命を失うおそれがあり、事業活動の停滞にもつながることから、作業現場における不安全行動を見過ごすことなく、安全に留意した工事監理を行い、受注者への指導を徹底されたい。

また、上下水道局では 100年以上の歴史によって培われた技術力の継承、確保に取り組んでいるところではあるが、熟練職員の安全管理のノウハウについても研修などの機会を捉えて継承していくなど、組織内における安全管理意識の高揚、醸成に努め、工事監理能力の更なる向上に取り組まれない。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

教育委員会（工事）

（教育委員会関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 施設の維持管理が適切に行われているか

(2) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 9月 5日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査では、教育委員会における令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	441	23	5.2	2,218	137	6.2
委託	291	7	2.4	2,093	212	10.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第2位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

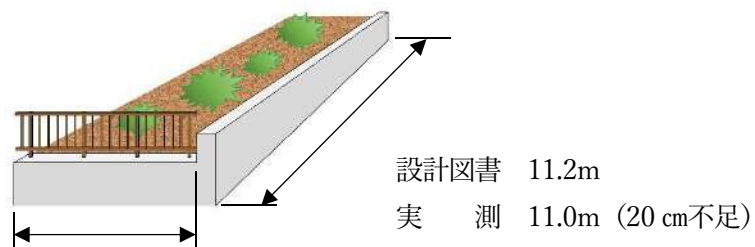
1 指摘

(1) 適切な工事の施行について（施工）

名古屋市工事請負契約約款（以下「約款」という。）によると、発注者及び受注者は、約款に基づき、設計図書（設計書、図面、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。）に従い、契約を履行しなければならないとされており、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができることとされている。また、監督員は、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査等について権限を有するとされている。

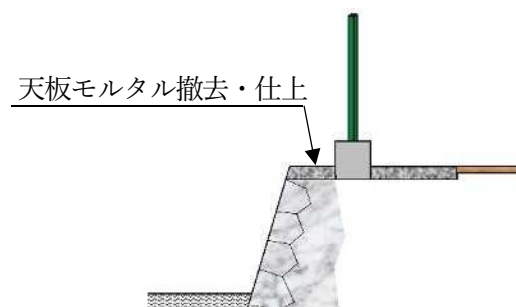
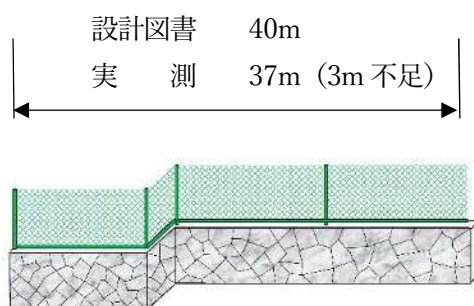
現地での出来形検測を行ったところ、以下の事例が見受けられた。

ア 「野並小学校ブロック塀改修工事」では、既存のブロック塀を取壊し、鉄筋コンクリート製の擁壁に改修する工事を行っていたが、設計図書の内、仕様書に明示された擁壁の施工延長に対して不足が生じていた。



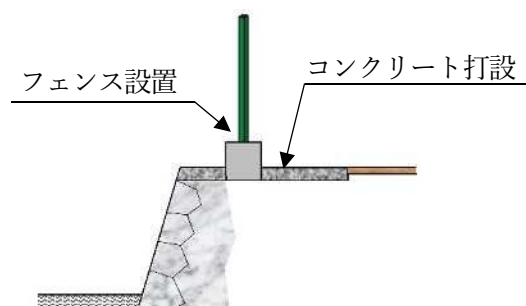
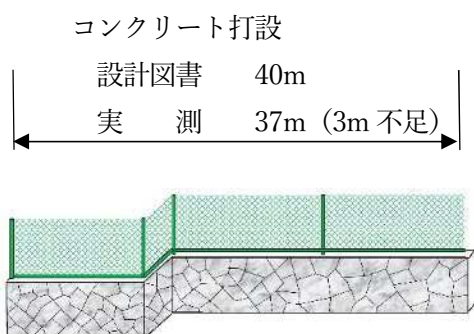
設計図書 6.0m
実 測 5.8m (20 cm不足)

イ 「平子小学校北側擁壁改修工事」では、既存の石積擁壁の改修を行っていたが、設計図書の内、仕様書に明示された天板モルタル撤去・仕上延長に対して不足が生じていた。

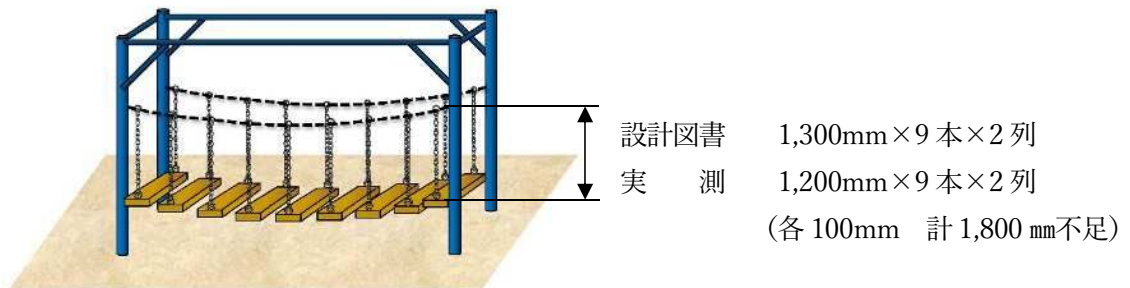


ウ 「平子小学校ネットフェンス更新工事」では、既存のネットフェンスの改修を行っていたが、設計図書の内、仕様書に明示されたフェンス設置及びコンクリート打設の延長に対して不足が生じていた。

フェンス設置
設計図書 56m
実測 52m (4m 不足)



エ 「五反田小学校複合遊具修繕工事」では、複合遊具の吊り橋のチェーンを取り替えていたが、設計図書の内、仕様書に明示されたチェーン延長に対して不足が生じていた。



工事の施行に際しては、設計図書と現地の施工状況との整合を確認するため、監督員として工事の施工状況の検査、工事目的物の出来形を確認し、差異等が生じている場合は、設計図書や請負代金の変更を行うなど、約款に基づき適切に工事を施行されたい。
(学校整備課)

(2) ひさし上からの墜落防止措置について（施工）

労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと定められている。

「南図書館及び南文化小劇場東側玄関屋根防水改修工事」では、東側玄関屋根及びひさしの防水改修工事を行っていた。高さ 4.3メートル程度ある玄関ひさし上の塗膜防水を施工していたことから、必要な安全対策を講じているか工事写真を確認したところ、ひさし上部の端部に手すりを設置するなど墜落防止措置を講じていなかった。

高さ約 4.3m



作業状況

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導されたい。

(南図書館)

(3) 保護帽の着用について（施工）

労働安全衛生規則によると、事業者は、掘削作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならないと定められている。

「熱田一B遺跡第3次発掘調査排土工事」では、発掘調査のための掘削工事を行っていた。重機が稼働している状況であり、労働者への安全対策を講じているか工事写真で確認したところ、労働者は危険を防止するための保護帽を着用していなかった。



保護帽未着用

作業状況

掘削作業の安全対策に当たっては、労働安全衛生規則に基づき労働者に保護帽を着用させ、労働者の安全確保を徹底するよう指導されたい。

(文化財保護室)

(4) 防火設備の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。

「令和 3年度特殊建築物等定期点検業務委託（高蔵小学校始め83校（園））」では、建築基準法に基づく建築物、非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなど、点検対象のうち67校について改善が必要との報告を受けていた。そのうちの49校において速やかな改善が行われておらず、かつ、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。

多くの子どもが通う学校施設等において、防火扉などに不具合がある状態で火災が発生した場合、必要な機能が発揮されず、児童、生徒などへの被害が拡大するおそれがある。このため、点検結果に基づき、当該防火扉などが適法な状態となるよう速やかに対応されたい。

（学校整備課）

第6 意 見

1 適切な施設の維持管理について

教育委員会においては、社会教育施設や学校施設などの市民が利用する数多くの施設を所管しており、とりわけ学校施設は、多くの児童生徒等の学習や生活の場であるとともに、非常時や災害時には避難所としても活用されるため、点検結果に基づき適切な維持管理を行い、常時適法な状態で維持していく必要がある。

今回の監査結果では、特殊建築物等の点検業務委託において、多数の学校で防火扉や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなどの報告を受けていたにもかかわらず、複数年にわたって改善が図られていない事例が見受けられた。過去の監査においても再三にわたり同様の指摘をしており、組織的な対応の徹底を求めているが、その対応はまだ不十分であると判断せざるを得ない。このような状況に至った背景には、点検によって判明した不良箇所について、是正を確認するまで各学校と本庁所管課である学校整備課との連携が徹底されていなかったことが一因であると思料される。

施設の維持管理において、今回のような防火設備の不良箇所が放置され続けた場合、火災が発生した際に必要な機能が発揮されず、被害が拡大し、人命を損なう重大な事故につながるおそれがある。教育委員会においては、このような不良箇所が複数年にわたり改善されていないことを重大な問題として再認識し、本庁所管課が責任を持って各学校の改善状況を把握のうえ、優先順位を設け計画的に是正を行うよう指導等を行われたい。また、各学校においては施設管理者として対応に取り組むなどそれぞれが当事者意識を強く持ち、相互に連携して不良箇所が複数年放置されないような仕組みや実効性のある管理体制を確立し、適切な施設の維持管理に努められたい。

2 適切な監督業務の徹底について

今回の監査結果においては、小学校の擁壁改修や複合遊具修繕の工事で、設計図書に明示された数量に対して成果物の数量に差異が生じていることを発注者が確認しておらず、適切に処理がされていない事例が見受けられた。さらに、個々の事例では軽微な誤りのため指摘には至らないものの、工事等の設計図書に記載された受注者に提出を求める現場代理人等届の書類や監督員が受注者に行う監督員通知などの事務手続について、確認ができなかった事例も散見された。その背景には、本庁所管課職員や各施設の職員が、工事・委託業務の実施内容や設計図書の内容について理解不足のまま、多くの発注・監督業務を行っているため、不十分な施工管理や工事関係書類の事務処理誤りを生じさせる一因となっているものと思料される。

今回の監査を踏まえ、適切な監督業務を行うため、担当する職員一人ひとりが契約約款や仕様書等の内容に対する理解に努め、施工中や完了時などに成果物の確認を行うなど、適切に工事や委託に関する業務を行うよう徹底されたい。

第1 監査の種類等

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の趣旨

本監査は、各局室区における事務の執行に関し、これらに共通する問題を考察することを目的に、特定のテーマについて、全市横断的な視点から監査を実施した。

3 監査のテーマ

「企画競争による契約について」

地方自治法等によると、地方公共団体が締結する契約は原則として一般競争入札によることとされているが、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合は随意契約を締結することができる^(注1)とされており、そのひとつとして、企画競争^(注1)によって契約の相手方を選定する場合は挙げられる。企画競争は、事業者の技術力や知識等の価格以外の要素を基に契約の相手方を選定することから、その手続には透明性、公正性及び客観性が求められる。

そこで、平成24年7月に策定された「名古屋市企画競争実施ガイドライン（令和3年3月改定）」（以下「ガイドライン」という。）^(注2)に基づき企画競争に適した業務内容となっているかなど、企画競争の実施状況について、全局室区を対象として現状を調査することを目的として、本テーマを選定した。

（注1）企画競争

事業者の能力や提案を評価し、最も優れた者を契約の相手方となる候補者として選定する方式で、プロポーザル方式とコンペ方式がある。

- ・プロポーザル方式・・・事業者の能力に主眼をおき、企画・提案能力のある者を選ぶ方式
- ・コンペ方式・・・提案内容に主眼をおき、優秀な提案をした者を選ぶ方式

（注2）名古屋市企画競争実施ガイドライン

ガイドラインは、令和4年9月に改正後、令和4年10月に施行されており、令和5年4月以後に公告等が行われる契約に係る事務等の手続には、改正後のガイドラインが適用されることとなっている。

第2 監査の対象

全局室区を対象に、以下1及び2の条件に該当する契約について調査を行った。

- 1 契約の履行始期が令和2年度又は令和3年度である契約
- 2 企画競争により契約の相手方を決定している契約

ただし、令和2年度末に廃止された病院局については、調査対象から除外した。

第3 監査の着眼点

- 1 企画競争に適した業務内容となっているか
- 2 企画競争実施に係る事業者の募集等は適切に行われているか
- 3 契約候補者選定の手続や契約事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

- 1 実施時期

令和4年7月15日から令和5年3月16日まで

- 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、前記第2の対象の契約について、件数、契約金額、企画競争の区分及び提案者数の状況等を全庁的に調査するとともに、次表のとおり抽出して関係書類の提出を求め、業務内容、募集状況、評価の実施状況及び契約事務の執行状況等を調査し、書類等突合、質問及び分析的手続により監査を実施した。

区分	件数			契約金額		
	監査対象	抽出	抽出率	監査対象	抽出	抽出率
	件	件	%	百万円	百万円	%
令和2年度	220	38	17.3	13,044	4,898	37.6
令和3年度	293	37	12.6	19,914	2,731	13.7

(注) 表中では単位未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、全体の状況及び抽出調査の結果は以下のとおりであった。また、一部に指摘すべき事項が見受けられた。

1 全体の状況

(1) 各局室区における企画競争による契約状況

本市全体の企画競争による契約状況の内訳を局室区別に示すと、表 1 のとおりであった。

表 1 各局室区における企画競争による契約状況

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	契約金額	件数	契約金額
	件	千円	件	千円
市長室	8	101,894	8	103,849
総務局	20	69,355	16	32,333
財政局	3	150,190	2	368,831
スポーツ市民局	9	587,547	10	88,142
経済局	26	436,007	26	2,021,719
観光文化交流局	20	520,630	18	1,951,279
環境局	2	10,244	3	19,483
健康福祉局	13	1,296,968	26	2,046,701
子ども青少年局	39	1,583,706	92	7,248,509
住宅都市局	12	156,555	9	89,095
緑政土木局	1	31,900	5	86,556
上下水道局	2	32,975	2	111,597
交通局	9	938,038	11	51,062
東区役所	—	—	1	30
西区役所	2	3,439	—	—
中村区役所	3	52,769	2	52,521
昭和区役所	—	—	1	1,782
熱田区役所	1	4,802	1	3,973
港区役所	2	15,346	1	6,468
守山区役所	1	2,248	1	4,994
選挙管理委員会事務局	1	13,508	4	60,611
監査事務局	2	16,999	1	6,025
教育委員会	44	7,019,007	53	5,559,390
計	220	13,044,136	293	19,914,960

(2) 企画競争の種類による区分

企画競争の種類による区分については、表 2のとおりであった。

表 2 企画競争の種類による区分

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
プロポーザル方式	205	93.2	270	92.2
コンペ方式	15	6.8	23	7.8
計	220	100	293	100

(3) 提案者数の状況

提案者数の状況については、表 3のとおりであった。

表 3 提案者数の状況

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
1者	84	38.2	117	39.9
2者	49	22.3	56	19.1
3者	31	14.1	40	13.7
4者	13	5.9	27	9.2
5者	15	6.8	19	6.5
6者	12	5.5	17	5.8
7者	10	4.5	6	2.0
8者	4	1.8	6	2.0
9者	1	0.5	1	0.3
10者以上	1	0.5	4	1.4
計	220	100	293	100

提案者数が 1者の契約が約40%を占めており、これらについては競争性が十分に働いていない状況と考えられる。

2 抽出調査

企画競争に係る契約事務の執行状況等を調査するため、令和 2年度及び令和 3年度の企画競争による契約について、75件を抽出して、関係書類の調査を実施した。

(1) 抽出した契約の提案者数及び契約金額

抽出した契約について、提案者数及び契約金額の区分を示すと、表 4のとおりであった。

表 4 抽出した契約の提案者数及び契約金額

提案者数	契約金額	令和 2年度		令和 3年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1者	1,000万円未満	8	21.1	9	24.3
	1,000万円以上	15	39.5	15	40.5
小計		23	60.5	24	64.9
2者以上	1,000万円未満	5	13.2	5	13.5
	1,000万円以上	10	26.3	8	21.6
小計		15	39.5	13	35.1
計		38	100	37	100

(2) 企画競争の実施方法による区分

企画競争の実施方法による区分については、表 5のとおりであった。

表 5 企画競争の実施方法による区分

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
公募型	38	100	37	100
指名型	—	—	—	—
計	38	100	37	100

抽出した全ての契約が、広く提案を求める公募型として実施されており、競争性の確保に努めていると考えられる。

(3) 公告日から提案書提出期限日までの期間

公告日から提案書提出期限日までの期間^(注)については、表 6のとおりであった。

(注) 公告日から提案書提出期限日までの期間

名古屋市企画競争実施ガイドライン運用手引によると、実施の公表は、企画提案書等の提出期限の日の前日から起算して20日（名古屋市の休日を含めない。）前までにすることとされている。ただし、提案者の準備に支障がないと認められる場合は、その期間を10日（休日を含めない。）までに短縮できるとされている。

表 6 公告日から提案書提出期限日までの期間

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
0日～ 9日	—	—	—	—
10日～19日	11	28.9	7	18.9
20日～29日	22	57.9	27	73.0
30日～39日	5	13.2	3	8.1
計	38	100	37	100

大半が20日以上の日数を確保していた。一方で、日数が10日～19日の契約が18件あった。これらについて日数を短縮した理由を確認したところ、主なものは以下のとおりであった。

ア 事業の速やかな着手が必要であり、事業者へのヒアリング等を踏まえ、応募への支障は少ないと判断したため。

イ 例年公募している事業であることから、事業者の応募への支障は少ないと判断したため。

ウ 提案書作成に多大な労力を要するものではないことから、事業者の応募への支障は少ないと判断したため。

しかし、公募型による企画競争は提案者を広く募ることを目的としているため、競争性の確保という観点からは、日数をより多く確保することが望ましい。

(4) 評価委員の事前公表の有無

評価委員の氏名等の事前公表の有無については、表 7のとおりであった。

表 7 評価委員の事前公表の有無

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
事前公表 有	11 件	28.9 %	14 件	37.8 %
事前公表 無	27	71.1	23	62.2
計	38	100	37	100

事前公表を行っている契約が一定数見受けられた。評価委員の氏名等の事前公表は、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあることから、避けることが望ましいと考えられる。

なお、令和 5年 4月以後に公告等が行われる契約に係る事務等の手続に適用される改正後のガイドラインにおいては、原則として評価委員の氏名等を非公表とするものとしている。

(5) 参加資格における履行実績要件の有無

参加資格に履行実績を要件として設定しているかについては、表 8のとおりであった。

表 8 参加資格における履行実績要件の有無

区分	令和 2年度		令和 3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%
履行実績 有	13	34.2	14	37.8
履行実績 無	25	65.8	23	62.2
計	38	100	37	100

履行実績を求める契約が一定数見受けられた。参加資格において必要以上に履行実績を求めることは、競争性を阻害することになると考えられるが、今回調査した限りにおいては、必要以上に履行実績を求めていると思われる契約は見受けられなかった。

(6) 提案者が 2年連続して同一の 1者のみであった契約及び講じた改善策

同一の件名で令和 2年度と令和 3年度のいずれにおいても提案者が同一の 1者のみであった契約は 7件であった。これらについては、令和 4年度に実施した企画競争において、競争性を発揮させるために何らかの改善策が講じられていた。なお、講じた改善策及びその結果のうち、主なものは以下のとおりであった。

ア 企画競争部分と一般競争部分に契約を分割したところ、企画競争部分の提案者数は 2者となった。

イ 他の委託業務と比較して低廉であった契約上限額を見直したところ、提案者数は 2者となった。

ウ 別の事業者でも受託しやすいよう、データの引継ぎについて仕様を変更したが、提案者は同一の 1者で変わらなかった。

改善策が講じられた結果、提案者数が増加した契約がある一方で、提案者が同一の 1者で効果が見られない契約もあることから、引き続き、競争性が発揮

されるよう努めることが望ましい。

3 指摘

以下の指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 公告時の契約上限額の超過について（契約事務）

名古屋市企画競争実施ガイドライン運用手引によると、契約候補者の選定後、契約候補者と契約締結に向けた手続を行うが、実施説明書等においてあらかじめ示した事項は変更することができないとされている。

名古屋市成年後見あんしんセンター運営事業委託契約について調査したところ、企画競争の公告時に公表した契約上限額を超過した金額で、契約候補者と契約を締結していた。なお、提案者数は 1 者であった。

健康福祉局地域ケア推進課に経緯を確認したところ、契約を締結するにあたり公告時に公表した契約上限額の記載誤りに気付いたため、本来公表すべきであった契約上限額を契約候補者に伝えたところ、その契約上限額の範囲内の見積書が提出され、契約を締結したとのことであった。

本来であれば、再度公告を行って企画競争をやり直すべきところ、提案者数が 1 者であったこと等もあり企画競争をやり直していないものと思われるが、契約の公正性及び透明性という観点からは不適切であると考えられる。

健康福祉局地域ケア推進課においては、ガイドラインに沿った契約事務を行われたい。
(健康福祉局地域ケア推進課)

第6 意見

改正後の企画競争実施ガイドラインの遵守について

企画競争による契約は、高度な知識や専門的な技術を有する民間事業者からの提案を受けることで、優れた成果が期待できることから、近年、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化等に伴い、増加してきている。令和 3年度の契約件数は、令和 2年度と比較して73件増加し 293件となっている。しかしながら、企画競争の提案者数が 1者のみとなった契約も増加しており、競争性が確保されているか懸念されるところである。

さらに、今回抽出した契約の中には、事業者の履行能力を重視してプロポーザル方式による企画競争を採用しているものの、所管局において詳細な仕様を定めており、一般競争入札等によることも可能ではないかと思われる契約が見受けられた。

こうした状況の中、令和 4年 9月にガイドラインが改正され、契約方式の選定にあたっては、一般競争入札を優先して検討することとされ、価格のみに基づく一般競争入札により難しい場合は総合評価落札方式^(注)を選定することが明記された。更にこれにより難しい場合に限り企画競争を実施できることとされ、その場合においても、「本市において仕様を定めることが困難であるとき」等の要件が追加されるなど、より厳格な運用が求められることとなった。また、原則として価格点を設定するものとされ、価格による競争性の発揮が求められている。

各局室区においては、一般競争入札による契約が原則であることを念頭に置きつつ、企画競争を採用する場合は、公正性、透明性及び競争性を確保するため、改正後のガイドラインを職員一人ひとりが理解して遵守することで、より適正な契約事務を行われたい。

(注) 総合評価落札方式

一般競争入札のうち、契約の性質又は目的から価格のみにより落札者を決定し難いときに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋市中小企業共済会

（事務所所在地：千種区吹上二丁目 6番 3号）

経済局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年度（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、共済会に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、共済会に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

経済局所管の出資団体である共済会は、昭和50年 9月にその前身である財団法人名古屋市中小企業従業員退職金共済会として設立された。その後、昭和55年11月に財団法人名古屋市中小企業福利協会を統合し、財団法人名古屋市中小企業共

済会と名称変更した。平成24年 4月には、公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、現在に至っている。

共済会の基本財産は 1億 2,000万円であり、全額本市の出えんである。

主な事業内容は、①従業員の退職金共済に関する事業、②従業員等の福利厚生に関する事業である。

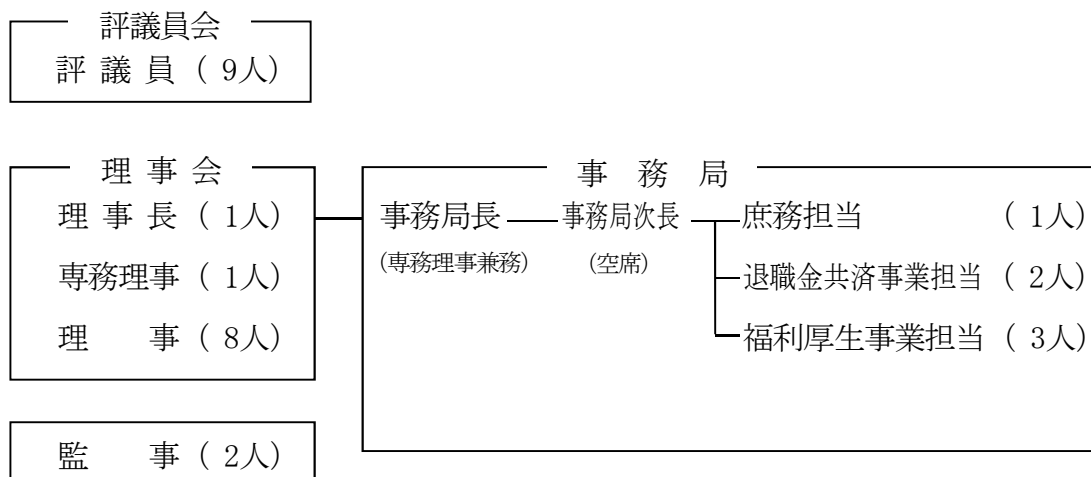
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 6人（嘱託員 2人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 3年度において、本市は共済会に対して、退職金共済事業及び福利厚生事業に対する補助金として 6,918万円を交付している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 4年 3月31日現在）



2 事業状況

(1) 退職金共済事業

中小企業者（事業主）と共済契約を締結し、毎月事業主から払い込まれた共済掛金と本市補助金を運用し、従業員が退職した場合に退職一時金を支給している。共済契約者数等の推移は表 1のとおりである。

表 1 共済契約者数等の推移

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
共済契約者数 (所)	2,055	2,024	1,988
被共済者数 (人)	21,168	21,152	20,824
共済掛金額 (千円)	2,392,306	2,356,271	2,309,780
退職金受給者数 (人)	1,555	1,436	1,595
退職金総支給額 (千円)	2,464,455	2,549,827	2,717,375
退職金共済積立資産 (千円)	28,146,674	28,165,324	28,019,877
名古屋市補助金 (千円)	59,889	59,588	64,800

(2) 福利厚生事業等

中小企業の従業員等を会員とし、一人当たり毎月 800円の会費を、原則として事業主と従業員の折半負担により徴収し、従業員等に対する貸付あっせん、各種レクリエーション事業の実施、講演会の開催、慶弔金等の給付などを行っている。契約企業主数等の推移は表 2のとおりである。

表 2 契約企業主数等の推移

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
契約企業主数 (所)	296	296	292
会員数 (人)	5,339	5,446	5,094
会費総額 (千円)	50,795	52,353	49,247
給付金総額 (千円)	18,860	21,510	16,325
名古屋市補助金 (千円)	4,316	4,476	4,383

3 決算状況

令和 2年度及び令和 3年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、

表 3及び表 4のとおりである。

表 3 比較正味財産増減計算書

令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
令和 3年度 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	509	508	0	100.1
特定資産運用益	305,194	260,895	44,298	117.0
受取共済掛金	2,309,780	2,356,271	△ 46,490	98.0
受取会費	49,247	52,353	△ 3,106	94.1
受取補助金	69,183	64,064	5,119	108.0
受取負担金	14,362	10,110	4,251	142.1
雑収益	406	354	52	114.7
経常収益計	2,748,683	2,744,558	4,125	100.2
(2) 経常費用				
事業費	2,721,773	2,704,950	16,823	100.6
管理費	28,025	28,888	△ 863	97.0
経常費用計	2,749,798	2,733,838	15,959	100.6
当期経常増減額	△ 1,114	10,719	△ 11,834	—
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	—	—	—	—
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用	—	—	—	—
経常外費用計	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△ 1,114	10,719	△ 11,834	—
一般正味財産期首残高	45,535	34,816	10,719	130.8
一般正味財産期末残高	44,420	45,535	△ 1,114	97.6
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	509	508	0	100.1
一般正味財産への振替額	△ 509	△ 508	△ 0	100.1
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—
指定正味財産期首残高	120,000	120,000	—	100
指定正味財産期末残高	120,000	120,000	—	100
III 正味財産期末残高	164,420	165,535	△ 1,114	99.3

表 4 比較貸借対照表

令和 2年度 令和 3年 3月31日現在
 令和 3年度 令和 4年 3月31日現在

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	31,770	39,610	△ 7,839	80.2
企業年金保険	184,024	197,167	△ 13,142	93.3
前払金	34	21	13	165.0
未収金	11,641	11,944	△ 302	97.5
貯蔵品	284	170	114	167.2
流動資産合計	227,756	248,913	△ 21,156	91.5
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	235	235	—	100
投資有価証券	119,764	119,764	—	100
基本財産合計	120,000	120,000	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	4,993	4,409	583	113.2
退職金共済積立資産	28,019,877	28,165,324	△ 145,447	99.5
退会せん別引当資産	118,750	118,420	330	100.3
受取会費変動対応準備 資金	6,800	—	6,800	皆増
特定資産合計	28,150,420	28,288,154	△ 137,733	99.5
(3) その他固定資産				
什器備品	0	0	—	100
電話加入権	208	208	—	100
ソフトウェア	397	—	397	皆増
出資金	10	10	—	100
その他固定資産合計	616	218	397	281.7
固定資産合計	28,271,036	28,408,373	△ 137,336	99.5
資産合計	28,498,793	28,657,286	△ 158,493	99.4
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	3,818	3,550	268	107.6
未払退職金共済給付金	184,024	197,167	△ 13,142	93.3
前受金	141	97	43	144.9
預り金	3	3	—	100
賞与引当金	2,763	2,777	△ 14	99.5
流動負債合計	190,751	203,595	△ 12,844	93.7
2. 固定負債				
退職給付引当金	4,993	4,409	583	113.2
退職金共済給付引当金	28,019,877	28,165,324	△ 145,447	99.5
退職せん別引当金	118,750	118,420	330	100.3
固定負債合計	28,143,620	28,288,154	△ 144,533	99.5
負債合計	28,334,372	28,491,750	△ 157,378	99.4

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	120,000	120,000	—	100
指定正味財産合計	120,000	120,000	—	100
(うち基本財産への充当額)	(120,000)	(120,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産	44,420	45,535	△ 1,114	97.6
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(6,800)	(—)	(6,800)	(皆増)
正味財産合計	164,420	165,535	△ 1,114	99.3
負債及び正味財産合計	28,498,793	28,657,286	△ 158,493	99.4

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

（事務所所在地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16）

教育委員会

スポーツ市民局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 4 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年度（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、スポーツ協会に対する財政援助団体等監査に併せて、教育委員会及びスポーツ市民局所管の事務のうち、スポーツ協会に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

教育委員会所管の出資団体であるスポーツ協会は、市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、昭和58年10月に財団法人名古屋市スポーツ振興事業団として設立された。その後、平成10年4月には、新たにトワイライトスクール等、教育の振興に資する事業を開始し、財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団へと名称変更された。また、平成18年4月には、財団法人名古屋市学校給食協会と統合して学校給食に係る事業を開始し、さらに、平成22年4月には、財団法人名古屋市体育協会と合併し、財団法人名古屋市教育スポーツ協会として、アマチュアスポーツの普及促進に係る事業を開始した。平成25年4月には、公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、現在に至っている。

スポーツ協会の基本財産は1億2,000万円であり、そのうち本市の出えん額は6,000万円である。

主な事業内容は、①体育施設等を活用して、アマチュアスポーツを振興し、市民に生涯にわたって実践できる様々なスポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができる場と機会を提供する事業、②学校施設、野外教育施設等を活用して、児童生徒等に学習の場と機会を提供する事業、③児童の食育を推進し、衛生的で安心・安全な給食事業等を実施することで、健全な心身の発展と豊かな食生活を実現する事業である。

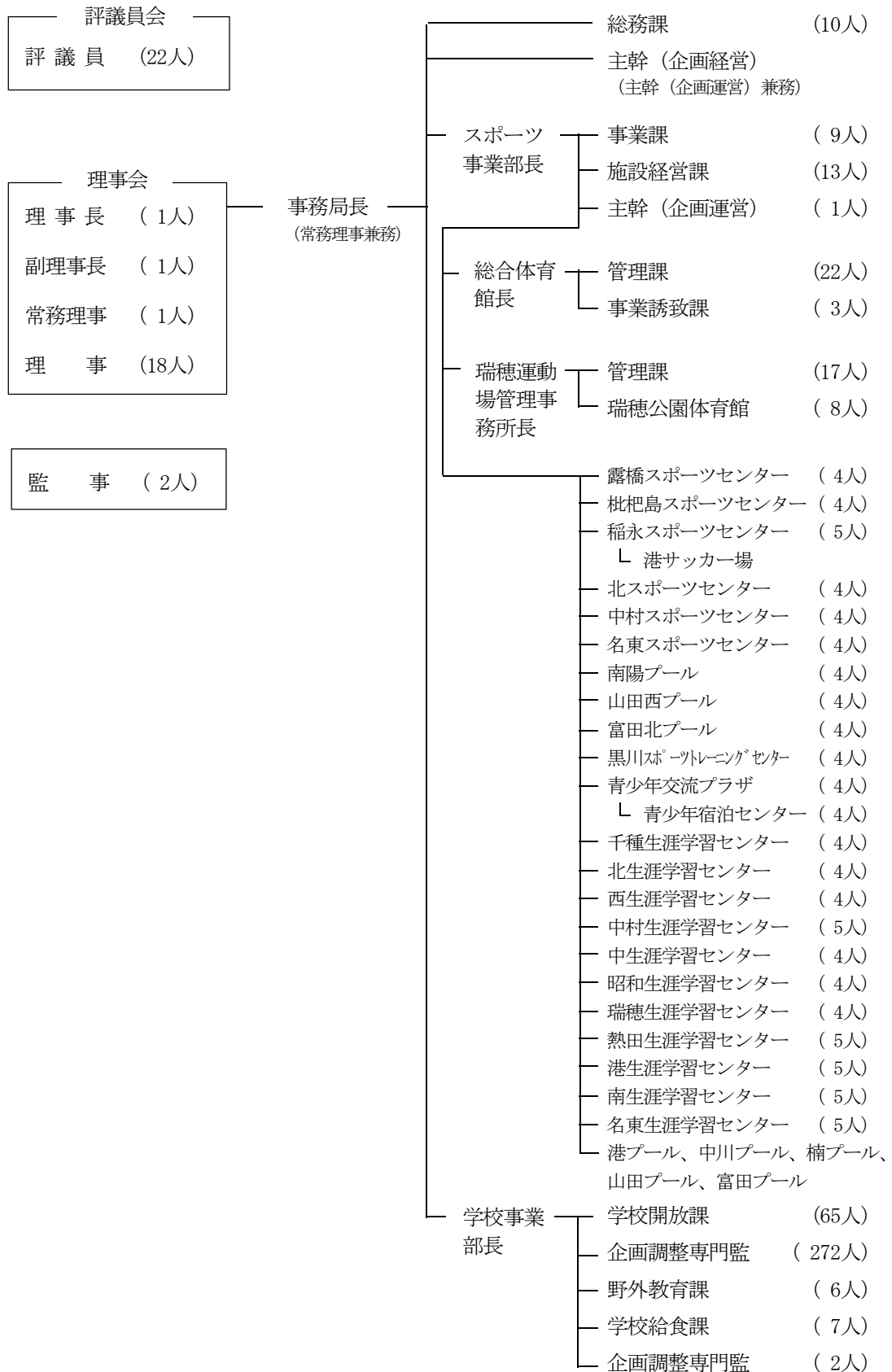
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は537人（嘱託員429人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和3年度において、本市はスポーツ協会に対して、教育スポーツ振興事業の推進等に対する補助金として2億1,239万円を交付するとともに、公の施設である総合体育館始め31施設の指定管理料として20億5,624万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 4年 3月31日現在)



2 事業状況

- (1) 体育施設等を活用して、アマチュアスポーツを振興し、市民に生涯にわたって実践できる様々なスポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができる場と機会を提供する事業

ア 競技者の競技力強化、指導者・審判員の養成等

市内の小・中・高校生の優秀選手等に対し適切な指導を実施する競技団体のジュニア競技力向上事業及び市内の競技団体が実施する審判員・指導者養成事業について補助等を行っている。

イ スポーツ教室の開催等市民の体力づくり

本市が策定した「名古屋市スポーツ推進計画」に沿い、総合体育館等の指定管理施設等において、スポーツ教室等、スポーツ指導事業及びスポーツ相談事業を開催し、市民の体力づくりに寄与するとともに、スポーツ少年団の各種活動の支援を行っている。

ウ スポーツ大会等の開催及び協力

日頃の練習の成果を発揮する場の提供やスポーツを始めるきっかけづくりとして、市民が気軽に参加できるスポーツ大会やイベントを実施している。

エ スポーツに関する調査及び研究並びに啓発及び情報提供

施設や教室の案内及びイベント等各種事業のお知らせを掲載する「NE S P A情報 トライスポーツ」及び加盟団体等の活動内容の紹介等を掲載する「なごやのスポーツ」の編集・発行や、ホームページでの情報提供等を実施している。

オ スポーツ功労者の表彰

競技会等で優秀な成績を収めた選手や地域スポーツの発展・選手育成に功労があったもの等、本市の体育・スポーツの向上発展に寄与し、スポーツ協会の運営並びに事業遂行に貢献した個人及び団体を表彰している。

カ 体育施設等の管理運営

本市のスポーツ・レクリエーション施設等の指定管理者として、令和 3年度においては、総合体育館始め20施設の管理運営を行っている。施設の利用者数の推移は表 1のとおりである。

表 1 施設の利用者数の推移

施 設 名	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
	人	人	人
総合体育館	581, 121	370, 147	1, 029, 154
瑞穂運動場	1, 267, 805	521, 117	702, 785
露橋スポーツセンター	249, 732	132, 106	161, 060
枇杷島スポーツセンター	170, 542	165, 514	222, 362
稲永スポーツセンター	235, 186	102, 781	154, 859
北スポーツセンター	237, 316	148, 970	116, 648
中村スポーツセンター	365, 759	167, 711	231, 261
名東スポーツセンター	298, 105	159, 326	211, 007
南陽プール	97, 307	67, 110	80, 092
山田西プール	42, 890	33, 333	41, 876
富田北プール	—	45, 843	67, 055
黒川スポーツトレーニングセンター	102, 748	66, 512	86, 397
港サッカー場	44, 002	13, 960	30, 688
港プール	11, 850	10, 142	10, 432
中川プール	4, 051	3, 362	3, 339
楠プール	4, 466	5, 481	5, 465
山田プール	5, 578	7, 099	6, 945
富田プール	5, 210	4, 967	4, 716
小計	3, 723, 668	2, 025, 481	3, 166, 141
青少年交流プラザ	138, 211	64, 305	23, 365
青少年宿泊センター	88, 601	28, 608	33, 710
小計	226, 812	92, 913	57, 075
計	3, 950, 480	2, 118, 394	3, 223, 216

(注) 富田北プールは、令和元年度は改修工事のため休場していた。

- (2) 学校施設、野外教育施設等を活用して、児童生徒等に学習の場と機会を提供する事業

ア トワイライトスクール等の運營業務

子どもたちの遊びや学び、体験、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流を図ること等を目的とするトワイライトスクール、就労等により昼間保護者が家庭にいない児童に対し、より生活に配慮した事業を一体的に実施することで、子どもたちが豊かで健やかに放課後を過ごすことができることを目的とするトワイライトルーム、市民の生涯学習等の場として小学校を開放する生涯学習開放の各運營業務を本市から受託して実施している。令和 3 年度の参加者数等の状況は表 2 のとおりである。

表 2 参加者数等の状況

区 分	参加者数、利用者数
	人
トワイライトスクール（204校）	1,479,495
トワイライトルーム（50校）	536,636
生涯学習開放（27校）	116,425

イ 科学教育事業

自然や社会を対象とした体験活動を通して、科学についての興味や関心を高めるとともに、科学する心を身に付けさせるために、本市の小・中学生を対象とした科学教室を実施している。

ウ 生涯学習センターの管理運営

本市の生涯学習センターの指定管理者として、令和 3 年度においては、千種生涯学習センター始め11施設の管理運営を行っている。施設の利用者数の推移は表 3 のとおりである。

表 3 施設の利用者数の推移

施 設 名	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
	人	人	人
千種生涯学習センター	88,017	58,431	68,322
北生涯学習センター	101,179	65,165	109,855
西生涯学習センター	—	48,945	66,947
中村生涯学習センター	73,707	42,093	57,455
中生涯学習センター	74,834	42,344	55,409
昭和生涯学習センター	74,011	46,516	54,601
瑞穂生涯学習センター	75,664	41,592	57,115
熱田生涯学習センター	63,398	40,846	53,801
港生涯学習センター	50,229	30,469	41,369
南生涯学習センター	76,254	50,505	63,800
名東生涯学習センター	78,077	42,487	58,434
計	755,370	509,393	687,108

(注) 西生涯学習センターは、令和 2年度より指定管理者となった。

- (3) 児童の食育を推進し、衛生的で安心・安全な給食事業等を実施することで、健全な心身の発展と豊かな食生活を実現する事業

ア 学校給食用物資の調達

市内における学校給食の円滑な実施、運営及びその発展に寄与するため、学校給食用物資の購入、学校給食用物資の学校への輸送、学校給食用物資の衛生管理を行っている。

イ 給食を通じた食育の推進

給食新聞「なごやの学校給食」を発行し、小学校、生涯学習センター及びトワイライトスクール等で料理教室や給食クイズを行うなど、「食」への関心を深める事業を実施している。

3 決算状況

令和 2年度及び令和 3年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、表 4及び表 5のとおりである。

表 4 比較正味財産増減計算書

科目	令和 2年度 令和 3年度		令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日	
	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	295	295	0	100.0
特定資産運用益	274	173	101	158.9
受取会費	5,274	5,378	△ 104	98.0
受取受託金	2,854,481	2,943,654	△ 89,173	97.0
受取指定管理料	2,056,242	2,497,515	△ 441,272	82.3
受取利用料金	1,210,816	645,913	564,902	187.5
事業収益	6,322,923	5,623,869	699,054	112.4
受取補助金等	213,917	217,763	△ 3,846	98.2
受取負担金	13,216	6,386	6,830	207.0
受取寄附金	241	2,359	△ 2,118	10.2
雑収益	14,610	24,317	△ 9,706	60.1
経常収益計	12,692,293	11,967,626	724,666	106.1
(2) 経常費用				
事業費	12,832,548	11,937,600	894,947	107.5
管理費	35,597	23,703	11,894	150.2
経常費用計	12,868,146	11,961,304	906,842	107.6
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 175,852	6,322	△ 182,175	—
評価損益等計	△ 1,729	△ 1,878	149	92.1
当期経常増減額	△ 177,581	4,444	△ 182,025	—
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	—	0	△ 0	皆減
経常外費用計	—	0	△ 0	皆減
当期経常外増減額	—	△ 0	0	皆減
当期一般正味財産増減額	△ 177,581	4,444	△ 182,025	—
一般正味財産期首残高	1,024,739	1,020,295	4,444	100.4
一般正味財産期末残高	847,157	1,024,739	△ 177,581	82.7
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	295	295	0	100.0
一般正味財産への振替額	△ 295	△ 295	△ 0	100.0
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—
指定正味財産期首残高	120,000	120,000	—	100
指定正味財産期末残高	120,000	120,000	—	100
III 正味財産期末残高	967,157	1,144,739	△ 177,581	84.5

表 5 比較貸借対照表

科目	令和 2年度 令和 3年度		令和 3年 3月31日現在 令和 4年 3月31日現在	
	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金（現金）	7,141	7,254	△ 113	98.4
現金預金（普通預金）	1,103,927	1,122,779	△ 18,852	98.3
未収金	708,321	1,114,180	△ 405,859	63.6
前払金	12,054	12,716	△ 662	94.8
棚卸資産（商品）	3,608	4,119	△ 510	87.6
流動資産合計	1,835,053	2,261,050	△ 425,997	81.2
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	119,758	119,758	—	100
基本財産引当預金	241	241	—	100
基本財産合計	120,000	120,000	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当預金	396,502	478,998	△ 82,495	82.8
退職給付引当有価証券	189,064	140,447	48,617	134.6
退職給付積立預金	72,038	72,038	—	100
都市間交流スポーツ大会積立預金	—	2,500	△ 2,500	皆減
生涯学習等環境向上活動積立預金	—	27,240	△ 27,240	皆減
I C T環境等向上活動積立預金	—	70,000	△ 70,000	皆減
なごやジュニアアスリート応援基金	241	—	241	皆増
特定資産合計	657,845	791,223	△ 133,377	83.1
(3) その他固定資産				
諸準備積立預金	31,860	81,860	△ 50,000	38.9
諸準備積立有価証券	368,875	319,221	49,654	115.6
建物	3,060	3,294	△ 234	92.9
建物附属設備	458	541	△ 83	84.6
什器備品	599	296	302	202.1
ソフトウェア	898	1,347	△ 449	66.7
電話加入権	137	137	—	100
リース資産	14,988	23,596	△ 8,607	63.5
その他固定資産合計	420,878	430,295	△ 9,417	97.8
固定資産合計	1,198,723	1,341,518	△ 142,795	89.4
資産合計	3,033,776	3,602,569	△ 568,792	84.2

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,182,571	1,530,966	△ 348,395	77.2
未払金（受託金収入等 精算金）	71,897	80,047	△ 8,149	89.8
前受金	80,925	71,010	9,914	114.0
預り金	49,177	47,228	1,949	104.1
賞与引当金	69,812	75,422	△ 5,609	92.6
リース債務	12,437	12,042	395	103.3
流動負債合計	1,466,822	1,816,718	△ 349,896	80.7
2. 固定負債				
退職給付引当金	587,953	620,449	△ 32,495	94.8
リース債務	2,658	11,684	△ 9,026	22.8
資産除去債務	9,184	8,976	207	102.3
固定負債合計	599,796	641,111	△ 41,314	93.6
負債合計	2,066,619	2,457,829	△ 391,210	84.1
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産	120,000	120,000	—	100
（うち基本財産への充当額）	(120,000)	(120,000)	(—)	(100)
（うち特定資産への充当額）	(—)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産	847,157	1,024,739	△ 177,581	82.7
（うち基本財産への充当額）	(—)	(—)	(—)	(—)
（うち特定資産への充当額）	(72,279)	(171,778)	(△ 99,499)	(42.1)
正味財産合計	967,157	1,144,739	△ 177,581	84.5
負債及び正味財産合計	3,033,776	3,602,569	△ 568,792	84.2

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象

栄東まちづくり協議会

（事務所所在地：中区栄五丁目19番 4号）

スポーツ市民局

第3 監査の着眼点

- 1 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 2 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに執行された栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）における市の補助金に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、協議会に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、協議会に対する市の補助金に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 補助金の交付

令和 3年度において、所管局は協議会に対し、補助金 5,338万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

1 栄東まち活性化事業補助金

(1) 趣旨

地域の魅力づくり・にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とし、「ミニポートピア栄（仮称）の開設に伴う環境整備協力費について」に基づいて協議会が実施する事業（以下「栄東まち活性化事業」という。）に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

補助対象事業	補助対象経費		補助金交付額
栄東まち活性化事業 ・栄東周辺地区の魅力 づくり・にぎわいづ くりを目指す事業 ・暮らしやすい地域づ くりを目指す事業	事務費	人件費	53,389千円
		管理費	
	事業費	会場借上料	
		製作・運営費	
		委託料	
		印刷製本費	
		その他経費	

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

《参考資料》 監査対象の概要

1 財政援助団体の概要

- ・ 名 称：栄東まちづくり協議会
- ・ 所 在 地：中区栄五丁目19番 4号
- ・ 主な事業内容：①栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業、②暮らしやすい地域づくりを目指す事業

2 事業状況（令和 3年度）

(1) 防犯事業

防犯カメラの設置・運用

(2) 防災事業

防災訓練動画の配信、防災倉庫の建て替え

(3) 環境美化事業

カラスよけダミーカラスの設置

(4) 街路灯整備事業

街路灯の整備・維持管理

(5) 公園整備事業

池田公園のトイレリノベーション

(6) 多文化共生事業

外国人を対象とした相談事業

(7) 地域活性化事業

池田公園のイルミネーション装飾

(8) 広報事業

学生によるイルミネーション装飾の撮影

3 収支状況（令和 3年度）

正味財産増減計算書

（単位：千円、単位未満切捨て）

科目	金額
経常収益	56,354
経常費用	42,713
経常外収益	—
経常外費用	—
当期一般正味財産増減額	13,640

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象

港まちづくり協議会

（事務所所在地：港区名港一丁目19番23号）

スポーツ市民局

第3 監査の着眼点

- 1 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 2 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに執行された港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）における市の補助金に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、協議会に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、協議会に対する市の補助金に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 補助金の交付

令和 3年度において、所管局は協議会に対し、補助金 6,749万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

1 港まち活性化事業補助金

(1) 趣旨

地域の魅力づくり・にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とし、「『港まち活性化の方針』について」に基づいて協議会が実施する事業（以下「港まち活性化事業」という。）に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

補助対象事業	補助対象経費		補助金交付額
港まち活性化事業 ・港周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業 ・暮らしやすい地域づくりを目指す事業	事務費	人件費	67,496千円
		管理費	
	事業費	会場借上料	
		製作・運営費	
		委託料	
		印刷製本費	
		その他経費	

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

《参考資料》 監査対象の概要

1 財政援助団体の概要

- ・ 名 称：港まちづくり協議会
- ・ 所 在 地：港区名港一丁目19番23号
- ・ 主な事業内容：①港まちの魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業、②暮らしやすい地域づくりを目指す事業

2 事業状況（令和 3年度）

- (1) 楽しく学び実践するみなとまちBOSA I
防災ワークショップの開催、AEDの設置
- (2) 暮らしの豊かさを育むコミュニティ活動
子育てサロンの開催、コミュニティガーデンの整備
- (3) 港まちならではの空間の有効活用
小中学校等への文庫の設置、旧防潮壁の修景事業
- (4) 地域の特色を活かしたにぎわいづくり
講演、イベント等の実施
- (5) アート&音楽を活用したまちづくり
展覧会の実施、演奏会の実施
- (6) ガーデン埠頭と連携したエリア一帯のにぎわいづくり
みなとまちマップの作成
- (7) 港まち内外の人々をつなぐ情報発信
協議会新聞の発行、ポットラック新聞の発行
- (8) 港まちに呼び込む新たな風
提案公募型事業の実施
- (9) 人づくりを軸にした協働まちづくり
拠点運営事業

3 収支状況（令和 3年度）

正味財産増減計算書

（単位：千円、単位未満切捨て）

科目	金額
経常収益	67,896
経常費用	67,593
経常外収益	—
経常外費用	—
当期一般正味財産増減額	303

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象

公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会

（事務所所在地：中区錦三丁目11番13号）

教育委員会

第3 監査の着眼点

- 1 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 2 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに執行された公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会（以下「幼稚園協会」という。）における市の補助金に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、幼稚園協会に対する財政援助団体等監査に併せて、教育委員会所管の事務のうち、幼稚園協会に対する市の補助金に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 補助金の交付

令和 3年度において、所管局は幼稚園協会に対し、補助金 6,650万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て

た。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

1 名古屋市私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業費補助金

(1) 趣旨

地域の幼児教育を支援する事業の一層の充実を図ることを目的とし、市内の私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）及び幼稚園協会が行う事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

補助対象事業	補助対象経費	補助金交付額
設置者が実施する事業に対して、幼稚園協会が補助を行う事業 ・ 幼児教育支援員補助事業 ・ 地域子育て支援事業費補助事業	・ 臨時に雇用する幼児教育支援員の賃金の一部及び幼稚園協会の事務費 ・ 活動費、物品購入費の一部及び幼稚園協会の事務費	53,633千円
幼稚園協会が実施する事業 ・ 教員研修事業 ・ 幼児教育研究事業 ・ 幼児教育に関する相談事業	当該事業の実施に要する経費（事務費を含む）	11,880千円
計		65,513千円

2 名古屋市私立幼稚園協会研修事業補助金

(1) 趣旨

私立幼稚園教員の研修事業の充実を図ることを目的とし、幼稚園協会が行う新規採用教員研修事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

補助対象事業	補助対象経費	補助金交付額
幼稚園協会が実施する新規採用教員研修事業	講師謝金、会場使用料、旅費、郵送費、消耗品費、その他市長が必要と認める経費	992千円

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

《参考資料》 監査対象の概要

1 財政援助団体の概要

- ・ 名 称：公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
- ・ 所 在 地：中区錦三丁目11番13号
- ・ 主な事業内容：①幼児教育の普及、啓発及び情報提供、②幼児教育研修、③家庭教育支援、
④幼児教育振興のための助成金事業

2 事業状況（令和 3年度）

加盟園数

（令和 4年 3月31日現在）

区	幼稚園 数	認定 こども 園数	計	区	幼稚園 数	認定 こども 園数	計
千種	11	1	12	熱田	4	0	4
東	6	0	6	中川	5	3	8
北	7	4	11	港	7	2	9
西	9	1	10	南	10	4	14
中村	11	0	11	守山	12	0	12
中	5	0	5	緑	12	1	13
昭和	7	0	7	名東	12	1	13
瑞穂	7	0	7	天白	8	0	8
				計	133	17	150

3 収支状況（令和 3年度）

正味財産増減計算書

（単位：千円、単位未満切捨て）

科目	金額
経常収益	87,845
経常費用	83,740
経常外収益	—
経常外費用	—
当期一般正味財産増減額	4,104

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
明治安田生命保険相互会社	代表執行役 根岸 秋男	東京都千代田区丸の内二丁目 1番 1号	変更なし	代表執行役 永島 英器	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)名古屋三越	代表取締役 椎野 聡	名古屋市中区栄三丁目 5番 1号	変更なし	代表取締役 田中 哲	変更なし

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 7月 2日

(2) 小売業者については、令和 5年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年 5月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月15日から同年 9月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス北区金田店

名古屋市北区金田町 2丁目15番 2

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
アルビス(株)	代表取締役 池田 和男	富山県射水市流通センター水戸田三丁目 4番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
アルビス(株)	代表取締役 池田 和男	富山県射水市流通センター水戸田三丁目 4番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年 1月12日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,191平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

95台

(2) 駐輪場の収容台数

112台

(3) 荷さばき施設の面積

168平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

50.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
アルビス(株)	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
店舗西側 A 荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで
店舗北側 B 荷さばき施設	午前 6時00分から午前 7時30分まで

7 届出の日

令和 5年 5月11日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所区政部地域力推進室

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月19日から同年 9月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ・J R ゲートタワー・J P タワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
東海旅客鉄 道株	代表取締役 金子 慎	名古屋市中 村区名駅一 丁目 1 番 4 号	変更なし	代表取締役 丹羽 俊介	変更なし	令和 5年 4月 1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	株トレセン テ	代表取締役 藤原 達也	東京都中央 区新川二丁 目15番11号	変更なし	変更なし	東京都新宿 区西新宿八 丁目17番 1 号	令和 5年 1月 23日

2	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717番地 1	変更なし	変更なし	山口県山口市佐山 10717番地 1	令和 5年 4月 27日
3	(株)ビックカメラ	代表取締役 木村 一義	東京都豊島区高田三丁目23番23号	変更なし	代表取締役 秋保 徹	変更なし	令和 4年 9月 1日
4	(株)マグネティックワールド	代表取締役 山本 将守	名古屋市中区錦二丁目7番29号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区名駅一丁目1番11号	令和 3年 11月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1及びNo. 4の小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、住所誤記修正のため
- (4) No. 3の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月19日から同年 9月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5 年 9 月 19 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)名古屋三 越	代表取締役 椎野 聡	名古屋市中 区栄三丁目 5番 1号	変更なし	代表取締役 田中 哲	変更なし

3 変更の日

令和 5年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月19日から同年 9月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 5月19日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年 5月25日（木）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第39号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第40号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第41号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第42号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第43号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第44号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第45号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第46号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第47号議案 農用地利用集積計画の決定について

第48号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 5月19日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1580号	L U X A S (株)	山本 博司	愛知県知多市金沢字 大知山92番地の 1	令和 5年 4月19日
第1581号	(株)メンテ ル	澤木 昇	愛知県豊田市平戸橋 町波岩79番地 7	令和 5年 4月19日
第1582号	(株)ベンリ ーコーポ レーション	前田 満定	愛知県清須市西枇杷 島町古城二丁目10番 地の 1	令和 5年 4月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 5年 5月19日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1580号	L U X A S (株)	山本 博司	愛知県知多市金沢字 大知山92番地の 1	令和 5年 4月19日
第1581号	(株)メンテ ル	澤木 昇	愛知県豊田市平戸橋 町波岩79番地 7	令和 5年 4月19日
第1583号	(株)東工建 設	東園 利春	愛知県豊田市室町二 丁目58番地 6	令和 5年 4月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

特別職人事異動

令和5年5月18日付

監査委員任命	(市会議員)	小出 昭司
監査委員任命	(市会議員)	うえぞの 晋介

名古屋市議会正副議長の人事異動

成田たかゆき議長は令和5年 5月16日選挙された。

長谷川由美子副議長は令和5年 5月16日選挙された。